

第百二十回国会 衆議院 社会労働委員會議録 第八号

平成三年四月十一日(木曜日)

午後四時二十分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 栗屋 敏信君

理事 加藤 卓二君

理事 野呂 昭彦君

理事 永井 孝信君

理事 岩屋 毅君

理事 岡田 克也君

理事 古賀 誠君

理事 鈴木 俊一君

理事 野田 毅君

理事 畑 英次郎君

理事 前田 正君

理事 宮路 和明君

理事 網岡 雄君

理事 岩田 順介君

理事 沖田 正人君

理事 小松 定男君

理事 外口 玉子君

理事 石田 祝穂君

理事 見玉 健次君

理事 阿部 昭吾君

出席國務大臣

厚生 大臣 下条進一郎君

出席政府委員

社会保障制度審議會事務局長 清水 康之君

厚生省児童家庭局長 土井 豊君

厚生省看護局長 岸本 正裕君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 渡辺 裕泰君

社会労働委員会調査室長 高峯 一世君

委員の異動

四月八日

柳田 稔君

同日

大内 啓伍君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

大内 啓伍君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同(木島日出夫君紹介)(第二二五四号)

同(児玉健次君紹介)(第二二五五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二二五六号)

同(菅野悦子君紹介)(第二二五七号)

同(辻第一君紹介)(第二二五八号)

同(寺前巖君紹介)(第二二五九号)

同(東中光雄君紹介)(第二二六〇号)

同(不破哲三君紹介)(第二二六一号)

同(藤田スミ君紹介)(第二二六二号)

同(古堅実吉君紹介)(第二二六三号)

同(正森成二君紹介)(第二二六四号)

同(三浦久君紹介)(第二二六五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二二六六号)

同(吉井英勝君紹介)(第二二六七号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二六八号)

同(金子満広君紹介)(第二二六九号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二七〇号)

同(児玉健次君紹介)(第二二七一五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二二七二五号)

同(菅野悦子君紹介)(第二二七三五号)

同(辻第一君紹介)(第二二七四五号)

同(寺前巖君紹介)(第二二七五五号)

同(東中光雄君紹介)(第二二七六五号)

同(不破哲三君紹介)(第二二七七五号)

同(藤田スミ君紹介)(第二二七八五号)

同(古堅実吉君紹介)(第二二七九五号)

同(正森成二君紹介)(第二二七六五号)

同(三浦久君紹介)(第二二七七五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二二七八五号)

同(吉井英勝君紹介)(第二二七九五号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二七六五号)

同(金子満広君紹介)(第二二七七五号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二七八五号)

同(児玉健次君紹介)(第二二七九五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二二七六五号)

同(菅野悦子君紹介)(第二二七七五号)

公的骨髄バンクの早期実現に関する請願(松本龍君紹介)(第二二八〇号)

同(村山富市君紹介)(第二二八〇九号)

同(久野統一郎君紹介)(第二二八七五号)

同(三原朝彦君紹介)(第二二八八五号)

公的骨髄バンク早期実現に関する請願(田辺広雄君紹介)(第二二八七五号)

建設産業労働者の後継者養成制度の拡充に関する請願(串原義直君紹介)(第二二八六五号)

同(清水勇君紹介)(第二二八七五号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二八八五号)

理学療法士及び作業療法士の養成力拡充に関する請願(串原義直君紹介)(第二二八八五号)

同(清水勇君紹介)(第二二八七五号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二八八五号)

清掃行政の充実・改善に関する請願(小沢和秋君紹介)(第二二八九五号)

同(金子満広君紹介)(第二二九〇五号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二九一五号)

同(児玉健次君紹介)(第二二九二五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二二九三五号)

同(菅野悦子君紹介)(第二二九四五号)

同(辻第一君紹介)(第二二九五五号)

同(寺前巖君紹介)(第二二九六五号)

同(東中光雄君紹介)(第二二九七五号)

同(不破哲三君紹介)(第二二九八五号)

同(藤田スミ君紹介)(第二二九九五号)

同(古堅実吉君紹介)(第二三〇〇五号)

同(正森成二君紹介)(第二三〇一五号)

同(三浦久君紹介)(第二三〇二五号)

同(山原健二郎君紹介)(第二三〇三五号)

同(吉井英勝君紹介)(第二三〇四五号)

同(小沢和秋君紹介)(第二三〇五五号)

同(金子満広君紹介)(第二三〇六五号)

同(木島日出夫君紹介)(第二三〇七五号)

同(児玉健次君紹介)(第二三〇八五号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二三〇九五号)

同(菅野悦子君紹介)(第二三〇六五号)

同(辻第一君紹介)(第二三〇七五号)

同(寺前巖君紹介)(第二三〇八五号)

同(東中光雄君紹介)(第二三〇九五号)

同(児玉健次君紹介)(第三二八八号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第三二八九号)
同(菅野悦子君紹介)(第三二九〇号)
同(辻第一君紹介)(第三二九一号)
同(寺前慶君紹介)(第三二九二号)
同(東中光雄君紹介)(第三二九三号)
同(不破哲三君紹介)(第三二九四号)
同(藤田スミ君紹介)(第三二九五号)
同(古堅実吉君紹介)(第三二九六号)
同(正森成二君紹介)(第三二九七号)
同(三浦久君紹介)(第三二九八号)
同(山原健一君紹介)(第三二九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第三三〇〇号)
同月九日
保育施策の拡充に関する請願(木島日出夫君紹介)(第三三三六号)
同(串原義直君紹介)(第三三三七号)
同(井出正一君紹介)(第三三三八号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三三九号)
同(北沢清功君紹介)(第三三九〇号)
同(小坂憲次君紹介)(第三三九一号)
同(田中秀征君紹介)(第三三九二号)
同(中島衛君紹介)(第三三九三号)
同(羽田孜君紹介)(第三三九四号)
同(堀込征雄君紹介)(第三三九五号)
同(宮下創平君紹介)(第三三九六号)
同(村井仁君紹介)(第三三九七号)
同(清水勇君紹介)(第三三九八号)
同(清水勇君紹介)(第三三九九号)
同(山原健一君紹介)(第三三九〇号)
同(奥山君紹介)(第三三九一号)
建設産業労働者の後継者養成制度の拡充に関する請願(井出正一君紹介)(第三三九二号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三九三号)
同(北沢清功君紹介)(第三三九四号)
同(小坂憲次君紹介)(第三三九五号)
同(田中秀征君紹介)(第三三九六号)
同(中島衛君紹介)(第三三九七号)

同(羽田孜君紹介)(第三三七三三号)
同(堀込征雄君紹介)(第三三七三四号)
同(宮下創平君紹介)(第三三七三五号)
同(村井仁君紹介)(第三三七三六号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三七三七号)
同(不破哲三君紹介)(第三三七三八号)
同(藤田スミ君紹介)(第三三七三九号)
同(北沢清功君紹介)(第三三七四〇号)
同(小坂憲次君紹介)(第三三七四一号)
同(田中秀征君紹介)(第三三七四二号)
同(中島衛君紹介)(第三三七四三号)
同(羽田孜君紹介)(第三三七四四号)
同(堀込征雄君紹介)(第三三七四五号)
同(宮下創平君紹介)(第三三七四六号)
同(村井仁君紹介)(第三三七四七号)
同(清水勇君紹介)(第三三七四八号)
同(清水勇君紹介)(第三三七四九号)
同(山原健一君紹介)(第三三七五〇号)
同(奥山君紹介)(第三三七五一号)
建設産業労働者の後継者養成制度の拡充に関する請願(井出正一君紹介)(第三三七五二号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三七五三号)
同(北沢清功君紹介)(第三三七五四号)
同(小坂憲次君紹介)(第三三七五五号)
同(田中秀征君紹介)(第三三七五六号)
同(中島衛君紹介)(第三三七五七号)
同(羽田孜君紹介)(第三三七五八号)
同(堀込征雄君紹介)(第三三七五九号)
同(宮下創平君紹介)(第三三七六〇号)
同(村井仁君紹介)(第三三七六一号)
同(清水勇君紹介)(第三三七六二号)
同(清水勇君紹介)(第三三七六三号)
同(山原健一君紹介)(第三三七六四号)
同(奥山君紹介)(第三三七六五号)
建設産業労働者の後継者養成制度の拡充に関する請願(井出正一君紹介)(第三三七六六号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三三七六七号)
同(北沢清功君紹介)(第三三七六八号)
同(小坂憲次君紹介)(第三三七六九号)
同(田中秀征君紹介)(第三三七七〇号)
同(中島衛君紹介)(第三三七七一号)

○浜田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。川俣健二郎君。
○川俣委員 児童手当、思うに昭和四十年ころから佐藤総理が選挙目当てで、児童手当制度、児童手当制度と我々が吹き上げたもので、公約せざるを得なくて、それから四十二年の選挙が終わってからもやろうとしない。四十四年の選挙が終わってからもやろうとしない。ようやく四十六年に出てきたわけですが、その際に不肖私が、ここに当時の筆頭理事の小沢辰男先生がいっしょにいますが、生き証人がおられますが、次の大臣、内田大臣でしたか、これから小さく生んで大きく育てる、任せておけ、どんどん大きくするから、こういうことでございましたが、どうもそうかなと、純真無垢の一年生の私が、その大きく育てるといふのは、二百五十万人という対象児童を指すのか、九百億円という総額を指すのか、こう突っ込んでみた。内田国務大臣いわく、「正直に申しますと私は両方を考えております。先のほうは三年半計画で自動的に当然成長いたしました。あとのはこのことにつきましては、いわゆる金額ですね、「最初に申し述べましたように、これは国民なり政治家のこういう児童手当等を含む社会福祉に対する意識の伸び方に従って私どもは対応できるものと考えております。こういう議事録でございます。」
ところが、私は今回大臣の方から出された改正案を見てどうしても考えられないのは、なぜ三歳未満にしたのだろうか。もつと突っ込んで言うと、今第三子は五千円ですが、これをいきなり額面は一万円にして三歳未満だ。今までは六歳未満で五千円。三歳で一万円。これは掛ければ総額同じ金額だと思いがちですが、いざなり一万円にしないで六千円や七千円にしても、なぜ今までの小学校入学までの六歳未満にしかなかったのだろうかというのを、私は実は当初から見えてきた

児童手当だけに感ずるわけでございます。その辺はいかがですか。
○土井政府委員 ただいま川俣先生から児童手当創設当時以来の経緯等についてお話をちょうだいいたしました。私も先生からずっと変わらぬこの制度につきまして御指導賜っていることを心から感謝をするわけでございます。
ただ今回、改正内容をどのような形で固めるかという点につきましては、私どもの中央児童福祉審議会におきましていろいろな角度から御議論をいただきました。今御指摘がございました年齢の問題については、三歳未満の時期というものが人間形成の基礎として非常に重要な時期であるという点、それから育児に大変手がかかり、あるいは生活上の制約が大きいこと、親の年齢も若く収入も低いといったような全体的な事情を考慮しまして、支給期間を三歳未満に重点化することやむを得ないのではないかと、そうした中で毎年生まれる子供の約四三〇万になります第一子に手当を拡大していく。それから、今お話がございましたが、支給金額につきましても、ある程度価値ある額というように形でいろいろ検討しまして、現在御提案申し上げているような内容にしたらどうかというように形で、全体としてそのような案が妥当であろうという考え方のもとに、現在御審議を賜っております改正内容を固めた次第でございますので、御理解を賜りたいと思っております。
○川俣委員 いや大臣、言葉というのは重宝というか調子がいいことを言うものだと思つたのは、うちの方の土肥君が質問したのに、今の土井さんが、児童の発達学とか医学的な見地からは、この三歳未満の時期が非常に大事だ、それだけ見るとなるほどと思う。ところが、二十年前の四十六年に内田大臣は、義務教育終了前の期間が最も児童の将来の人間形成にとって一番大切な時期でありまして、こういうことに着目いたしました。この期間以前の子供たちを対象とすることにいたしました次第でございます。こう書いてある、議事録が生きてある。そう思いますか。

○土井政府委員 確かに児童の成長にとりまして、それぞれの年齢がそれぞれの意味で大切であるという点については、私もそのように考えております。

ただ、例えば私どもの母子保健行政という点で、乳幼児健診でありますとか、一歳半健診でありますとか、三歳児健診といったような形で、児童家庭局でいろいろな専門家の御意見も体しながらいろいろな施策を講じておりますけれども、その中で、医学的に見ても人間形成にとって非常に重要な時期は、生まれてから三歳ぐらいまでの時期というように考え方もございまして、先生御指摘のとおり、その後学校へ行く時期はそれなりにまた重要な時期ではあると思っておりますけれども、今回、全体としてどのような考え方で改正内容を固めたいかという御議論の中では、先ほど私が申しましたような形で御提案をし、そして、中央児童福祉審議会からそのような御意見をちょうだいしたということでございます。確かに言葉の上では違いますがございまして、御理解を賜りたいと思っております。

○川俣委員 そうすると、厚生省にお願ひして「主要国の児童手当制度の概要」というのを皆さんにお配りしましたが、資料二のところを見ていただいても、まず、三歳未満というのは、このほかにいろいろと国がありましたが、見当たらないのだ。土井さんがどういふように説明しても、国際性とか国際感覚とか都合のいいときは言うが、ちょっと見当たらないでしよう、三歳未満というのは、ぜひこれはかなり考えなければならぬだろうと思つたので、この論争しておつたら時間が足りなくなるので次に譲ります。とにかくないでしよう。これだけは確認できますね。三歳未満というのはない。大臣ないんです。児童手当というものはない。三歳未満でちゃんと切るといふうな国はない。

そこで私は、素直に言つて、こんな児童手当はやめた方がいいんじゃないかという声が聞こえてきたことだけは事実です。なぜかというところ、この

金を出すのは社会保障じゃなくて事業主が割も出す、こういうことですから、出す方からいへばそうも言いたくなるかもしれない。各企業ごとにやっている場合が多いですからね。それに乗ったのが、だんだん大きく育てるところが小さくなったやつて、とうとう児童手当よりも乳幼児手当に名前を変えた方がいいのではないかなというように自分なりに感じましたが、しかし、委員会の各委員の方の意見や、特に理事の皆さん方の意見でかなり前向きにこれから検討するように方向づけられておるようでございますから、これ以上言いませんが、今回は大臣、むしろ財界の方が一・五七人出生率、私は一・五七人ショックと言つてますが、あのショックから、これは大変だ、将来使

い手がなくなるわけですから、働き手がなくなるわけですから。したがって、私はこの一・五七人ショックというのは、児童手当であり育児休業であり時間短縮である、この三つの法案だろうと自分では思つてゐるのでございすがね。そうすると、人口の置きかえ水準、二・一人だそうですが、下回つてゐる。こういうことを考えると、いよいよ出生率の低下をこの児童手当の法案改正で救われるだろうか、こういうふうに思ふのです。が、その辺のお話を、もちろん局長でいいです。

○土井政府委員 御指摘のとおり、平成元年の合計特殊出生率が一・五七ということに相なりまして、各方面から子供の問題、二十一世紀の日本の社会の問題について議論が高まつてゐることを認識をいたしております。

私どもも、最近における核家族化、女性就労の増大等々、児童や家庭を取り巻く環境の変化を踏まえまして、二十一世紀の社会を担う子供たちが健康やかに生まれ育つための環境づくりを総合的に推進することが非常に重要であるというふうに考へております。今回は、このような総合的な子育て環境づくりの一環といたしまして、今お話があらました幾つかの施策と並びまして、その重要な一つの柱として児童手当制度の改正案というものを

をお願いしている次第でございますが、ただ、出生率との関連で申し上げますと、結婚、出産という問題はプライベートな問題でございまして、行政が直接関与できる分野ではないというふうに認識しておりますが、そういう意味では、直接的には出生率に結びつかないと思ひますけれども、初めに述べましたような、二十一世紀の社会を担う子供たちの健全な成長のための環境づくりの重要な柱、そのような位置づけで私も努力をしております。

○川俣委員 行政側が干渉するといふ、どうもそれが皆さんの優秀な行政官の施策が欠けてゐると思ふのです。結局、一・五七人じゃなくて二・一人産め、こういうことを命令するならばこれは干渉になるかもしれないが、自然と出生率がふえるような施策が厚生行政じゃないの。そうでしょう。どうですか。

○土井政府委員 おっしゃいますとおり、子供たちが健康やかに生まれ育つための環境づくりというのは、今先生御指摘のとおりの意味合いだと私どもも理解をしております。私どもの立場で申し上げますと、児童手当の問題のほかに、例えば保育行政、これをいかに充実していくかということも非常に重要な課題であると認識しております。また、ほかの省庁でございすけれども、育児休業制度の問題とかあるいは住宅の問題等々、それぞれ全体として取り組む必要があるのではないかと今お話を聞いています。次第でございす。そういう結果として、今お話がありましたような形になることが一番望ましいことではないかというふうには考へてゐる次第でございます。

○川俣委員 それじゃ結果論、ちよつと見てみましょうか。皆さんに見てもらつておる資料一、これは私が配らせてもらつたけれども、厚生省、間違ひありませんか。担当、いかがですか。

○土井政府委員 間違ひないと思ひます。

○川俣委員 昭和四十七年に、中学校卒業まで第三子、昭和五十年に五千人。こゝまではなるほど小さく生んで大きく育てるといふ気がしてきいた

です。ところが六十年に、段階実施ですが、こゝでまた小学校入学までとダウンさせたのです。こういう経過を聞いています。

これを見ると、総額で言うて千五百億円前後が千四百五十億円に下がつたが、しかし、改正は千九百億円になったじゃないか、一・三倍になったんだから、大分大きく育つたんじゃないか、こゝにおっしゃる。三歳、六歳論争は一步下がつてやめるにしても、大蔵省も来てもらつていますが、やはりこれは出す方の財界、いわゆる経済界などに對する配慮からこゝういふようになってきたわけでしょう。というのは、千五百億、千九百億と言つけれども、ちよつとこゝで聞いてみたい。生活水準というか貨幣価値というか、物価スライドでいうと、この昭和五十年の千五百億が今のどのぐらいになるものですか。

○土井政府委員 消費者物価でございすけれども、今概数でございすが、昭和五十年時点と今日の時点とを比較すると、約六〇％程度上昇してゐるというふうに認識をいたしております。

○川俣委員 そうすると、金額的に教えてくれませんか。

○土井政府委員 今おっしゃられたのは千五百億の六〇％増の金額がどの程度になるかという御趣旨だと思ひますけれども、六割増ということでは計算をいたしますと、九百億金額がふえますので、それを加えますと約二千四百億程度の金額に相なるというふうに思ひます。

○川俣委員 二千四百億でしよう。そのまま直さないにしても、総額的には二千四百億になつて初めて同じ支出なの。これから社会保障費の比較とか厚生省の総額の比較とかやりたいのだけれども、時間が大分流れてゐるからきょうはやめまされども、千五百億そのまゝ五十年の段階と同じ金額にしても、物価スライドを考えると二千四百億にならなければならぬ。ところが、この額面を見ると、千五百億が千九百億だから、一・三倍になつたんだから、こゝ胸を張れない。一般の人方は胸張つてゐるんと言ふかも知れぬけれども、

専門委員会としてはこれはそうはいかないよ。それでしよう。その点どうですか。

○土井政府委員 ただいま御指摘の点は計算上お話のとおり数字に相なると思いますが、ただ、この間子供の数が増減しているという一面もございまして、ちょっと昭和五十年との比較の数字ではございませんが、昭和五十五年と今日の時点、約十年間の比較でございますけれども、子供の数で見ると、これは年齢をどのような区切りにするかという点もございませうけれども、二〇〇程度減少しているというふうな事情もございまして、それと同時に、単純に今先生物価スライドという観点から御議論をおっしゃっておられると理解しますけれども、児童手当制度につきましては、昭和五十年代後半あるいは六十年代の初めごろにおきましていろいろの制度についての議論がございましたが、日本の諸制度の中で税制との関係あるいは家族手当との関係等々の事情を考慮すると、児童手当制度について比較的冷たい見方といましようか、そんなような見方も幾つかの方面からは指摘をいたしたというふうな時代もございまして、結果として先ほど御指摘をいただきましたような資料の金額に相なっているところもございしますが、今回私どももいたしましては、従来の経緯を踏まえたがらも将来の日本の社会を担う子供たちのためにどうすればいいかということで御提案申し上げているような案を考へまして御審議をちょうだいしているところもございまして、御理解を賜りたいと思つておる次第でございます。

【委員長退席、石破委員長代理着席】
○川俣委員 随分苦しい答弁だね。そんなことを世間で言っていると言ひけれども、制度審議会ではそんな意見はなかったよ。制度審議会のあれがこの法案の一番後ろについているのですが、私も制度審議会委員と一緒にやってきましたから、そして我々の会長の隅谷さんから下条大臣に客申し上げたわけでございますが、入る前にこゝでちょっと聞いてみたいのですが、私は国土審議と制度審議と二つしか経験していませんが、意見が出た

らメモ的に意見を出させてもいいんじゃないかと私は思うのですよ。ところが、時の事務局長の采配という好みで一切文字にしたものは審議会に出せないという鉄則があるという人といふう人がいるのです。この辺は総理府が来ているからちょっと聞いてみたい。

○清水(康)政府委員 お答えをいたします。

先生御存じのとおり、制度審の場は各省庁にありまして個別の専門の審議会と若干審議、答申のやり方が異なっております。例えば個別の審議会ですとよく論議併記といふことが、少数意見を書きまして答申をするというふうなことがあるわけでございますが、制度審の場合は慣行的にいよいよ意見の集約を図るというふうなやり方によっておきます。また、委員さんみずから答申案を起草するといったような特色もあるわけでございます。もとより各委員さんの方の御意見については口頭で自由に御発言をいただき、また、それを補足するような意味でのメモを出していただくというふうなことはあるわけでございますが、原則的には口頭で十分意見を言うていただいて、そこでデイスカッションをするということがこれまでの慣行のように理解をしております。もとより過去においては会長さんの方の御意見で積極的に各委員さんから文書で意見を出していただくというふうなことも四十年代ごろあったようにございまして、近年では今私が申し上げたようなやり方をさせていただいております。

○川俣委員 それで、制度審の事務局長を煩わせました。この文書を答申に載せろというふうなことを言うていのではない、今言つたようにメモ的なものぐらいいいならということだから、私は出してもいいんだ、出させるべきだと思ひます。やはり世論というものは、わかりやすく、わかるようにメモでも出させた方がいいんだと思ひます。

そこで、皆さんも記憶にあると思ひますが、昨年でしたか、年金支給年齢の引き上げの際に労働三団体が退場する騒ぎがありましたね、大臣も御

記憶あると思ひますが。その際に私たちは、国会議員代表から退場はしません、しかし、私たちの考え方はこういふ考えだといつてメモを出したら、時の事務局長は、困ります、配りません、こゝろおっしゃる。隅谷さんは、どうしたらいいんだらうかと思つて、いや実は配らないことになつていたので、こゝろおっしゃる。ところが、その後約半年たつて老人保健法の審議になつたらメモが出てきた。どっちなんだらうか、こゝろ思ふのです。が、事務局長も一回、悪いけれども……。

○清水(康)政府委員 お答えをいたします。

ただいま御指摘の老健法の審議の際には、委員さん三名の方から共同で意見を言ひたい、ただ、その日当日どうしても都合が悪いのでお一人の方が代表して意見を言われるというふうなお申し出がございまして、私もとしましてはそういうことを配慮して、口頭で御説明していただくもの、いわば補足メモといふことが、そういう形で文書をお出しすることについて会長その他とも御相談をして、差し支えないのではないかと御取扱いをしたわけでございます。

○川俣委員 その続きを黙つて聞いていくのださね。そういうような補足的なメモを、私と参議院の山本審議会委員と二人出していたのです。そのうしたら一人がどうしても参議院の本会議の関係で出れないというのだ。だから二人のものをまとめてメモを出したんだ。当然受けるべきでしょう。メモは配つてもいいでしょう、あなたのメジャからいふと、基準からいふと。どうですか。

○清水(康)政府委員 お答えをいたします。

そういう意見書の扱いをどうするかということ、その都度事務局も判断し、過去の慣例なども調べるが会長さんあるいは総合委員長さんと相談をしてやるわけでございますが、こゝろ二月の老人保健法の審議の際には先ほど御答弁をいたしましたようにさせていただいたということでございます。

○川俣委員 あなたもいろいろのことを言うね、そのときの判断だとか何とか言うけれども、

それで済むのですか、あの場面は。どうなんですか、何となく答えたがっていませんか、どうぞ。

○岸本政府委員 先生今の御質問になつて点につきましては、当時私が事務局長の職にありまして関係で事実を中心に若干御説明をさせていただいたと思ひます。

先生長年社会保障制度審議会の委員をなさつておりました、大変な御苦勞をいただいたというわけでございます。この制度審議会の審議の運営の仕方については十分御承知のことであらうと思つておられるわけでございます。制度審議会は御承知のよう四十余年の歴史を持つておられるわけでございます。お答えが、今までも、先ほど清水事務局長から意見の一致できる部分というものを集約をして、少数意見を併記しない、こゝろいう形で最大公約的な意見というものを答申する、こゝろいうことで伝統を持つてきておられるわけでございます。

これは、総理大臣の諮問機関といたしまして、各大臣のいわゆる専門的な審議会というものをある意味では前提とした仕組みであらうと思つておられるわけでございます。そこで、一本答申というものは、意見が分かれたような場合にはまとめが大変に難しい、先生十分御承知のとおりなのであります。平成元年の二月から三月にかけてのことを先生が今御質問になつておられるわけでございますけれども、この問題につきましては、厚生年金の支給開始年齢の段階的な引き上げというものをめぐりまして非常にいろいろな対立的な意見があったわけでございます。そういう中で審議の円滑化を図つていく、委員さんの方の自由な活発な御議論をいただくというためには、従来から慣行といたしましては、文書で自分の意見をまとめて言うというこゝろになりまして、どうしても結論が固定してしまつていくことがあつて、議論がいわば硬直化をするのではないかと、こゝろいうことを恐れる余りに、慣行としては文書というものは出してもらわない、文書に書いてまとめていらつしやる委員さんにも、それを中心にしてその場で自分の意見と

して口頭でいろいろと御議論をさせていただくという
ことにしてきかと思つています。

○川俣委員 それが意識過剰というか官僚的な言
い方です。いいですか。世論の代表の意見を聞
くのが審議会でしょう。こちらの方の今の事務局
長は、老人保健のときはメモをもらいました、あ
なたのときはメモも一切もらいません、こういう
態度は変わっているんじゃないの。

それから、私は何回も言うように、我々の文言
を答申の中に二本立てで入れてくれという意見じ
やないんだ。メモというものはあくまでもメモなん
だ。だから、もう少しフランクに皆さんの意見を
聞くという態度になるべきじゃないかというん
だ。そうだろう、少なくとも厚生省関係の審議会
は、児童審議会でも制度審議会でも。そうでない
かい。そうでしょう。それだけ言つてくれ。

○岸本政府委員 委員の活発な御議論をいただい
て審議をするということは、先生のおっしゃると
おりだと思つております。それで、今申し上げま
したようなことがございましたので、慣行的には
文書という形でないということだったのでござい
ますけれども、そのときの先生の御希望もござい
まして、その場では先生はいろいろと御発言をい
ただいた、その日の終わりに、先生のおつくりにな
った文書を各委員全員にまたお配りをするとい
う処理をさせていただいたわけでございまして。そ
ういうことで、委員の先生方の活発な意見をお願
いをして、こういうことでございまして。

○川俣委員 大臣はその場面を余り詳しくわから
ぬだろうけれども、もう少し率直に皆さん方に意
見を聞くという場を審議会というのはつくべき
だと思ふ。もっと言うと、厚生省にはないと思
ふ、あらかじめ根回しして、諮問どおりに審議会
でこのように決めてくれと言わなければかりの審議
会もあることはあるのです。厚生省関係にはない
と信じますよ。老人保健法はこれからどうなるか
わかりません、今国会では容易でないと思ふが、
やはりもう少し国民の意見というのを素直に聞く
べきではないかというのを大臣にだけはひとつ。

それから、せっかくですから最後に大臣にもう
一つ聞きたいのです。

本論に戻りますが、我々の制度審議会が大臣に
答申した最後のところに、「支給期間を三歳未満
までに限定したことなどは問題が残る。また支
給金額については考慮を要するが、税の扶養控除
などとの関連を無視することはできない。したが
って、今回改正の効果を見据えつつ、今後とも児
童手当制度の在り方について検討を行うよう要望
する。」こういうのをつけ加えたのです。これは
いいんですか。これで終わりますから、大臣ひと
つ。

○下条國務大臣 委員にお答えいたします。
最初の審議会の運営についての御意見、まこと
にございともな事と思つております。

広くいろいろな各界各層の学識経験者の方々の
御意見を拝聴するために審議会があるわけであ
りますから、御意見が十分出るような運営方法が
望ましいと思つております。ただ、私も具体的にどの審
議会というものは申し上げにくいわけでありま
すが、それぞれの審議会にはそれぞれの会の運営の
しきたりとかいろいろございまして、それから、それ
はその会の運営の自主性にお任せするしかないと思
いますけれども、抽象論として、審議会の運営
方法はどうかあるべきかということをおししますなら
ば、私は、今委員の御説のことに對しては全く同
じような気持ちでございまして。

それから、今最後の方でお尋ねございました審
議会の方からの答申でございまして、一番最後の
ところに、確かに今委員御指摘のような「支給期
間を三歳未満までに限定したことなどは問題が
残る」とか「今後とも児童手当制度の在り方につ
いて検討を行うよう要望する」という点は、
非常に重く受けとめております。

○川俣委員 どうもありがとうございます。岸
本さん、清水さん、ありがとうございます。

○石破委員長代理 永井孝信君。

○永井委員 前回の委員会の質疑を通した問題点
あるいは我が党の川俣先生からもお話がござい

ましたので、そういうものを受けながら質問をし
てみたいと思つておられます。

まず初めに、この改正案の基本的性格にかかわ
つての問題でありますけれども、もう既に質問の
中でも触れられてはおりますが、日本のこの児童
手当制度というのは昭和四十七年一月に発足した
わけですね。それから二十年たつてゐる。この制
度発足時の社会保障制度審議会の答申は、児童手
当制度は将来飛躍的に発展させなければ本来の目
的を達成できないと指摘してゐるわけですね。

今回の改正案を含めて、この二十年間の経緯を
たどつてみて、この答申の趣旨が生かされてきた
と認識してゐるのかどうか、まず冒頭に大臣
にお伺いしておきたいと思つております。

○土井政府委員 四十六年に御指摘のような御答
申をちょうだいいたしましたけれども、その後、
児童手当制度のあり方につきましてはさまざまに
議論がございまして、四十七年創設当初は、第三
子以降の児童を対象に中学卒業までという手当の
支給内容でございましたけれども、これを小さく
生んで大きく育てたいというふうな気持ちでス
タートしたわけでございまして、制度創設後の推
移を考えてみますと、オイルショックであります
とか、あるいは児童手当制度の関連とも言うべき
企業家族手当の問題、税制の問題等々、我が国
に諸外国と比較して違つたような諸条件もござい
まして、また五十年代後半におきましては、児童
手当制度に対してはかなり厳しい議論というもの
も各方面からあつたというふうに理解をしており
ます。そういう意味では、今日までの制度の推移
を見ますと、当初の答申でうたわれたような形に
なつていない側面もあるというふうに私も認め
ざるを得ないと思つております。ただ今回、最
近における子供を取り巻く諸状況の変化を踏まえ
まして、できるだけこの制度の充実を図りたいと
いう趣旨から、御提案のような改正内容のものを
御審議いただいております。御理

解を賜りたいと思つております。

○永井委員 趣旨が十分に生かされ切つてはいな
いという点について、認めざるを得ない、こう

いう御答弁なんです。そうすると、認めざるを
得ないような状況になつておれば、本来は今回の
改正でそれを完全に取り戻すといひますか、そう
いう立場でなければいけないのじゃないですか、
どうですか。

○土井政府委員 児童手当制度につきましては、
今日の時点においてもいろいろな考え方があつたと
私も承知をしております。特に、先ほども触
れて恐縮でございまして、税制の問題あるいは企
業における賃金の問題等々の事情を考えますと、
私どものいつも参考にして議論をしてゐるヨーロ
ッパにおける制度と比べますと、置かれてゐる諸
条件の違いというものはあるのが事実であらうと
思つております。そういう意味で、今回改正内容
について、審議会におきましていろいろな形で長
い期間をかけて御議論をいただきましたけれども、
も、その中で、昨年末にちょうだいをいたしました
意見具申の考え方に沿つて改正内容を固めたとい
う経緯でございまして。確かにそれ以外のいろい
ろな考え方があつたかと思つてはおりますけれども、現
時点における最善の努力であるというふうに思つて
おりますので、御理解を賜りたいと思つていま
す。

○永井委員 それでは具体的に聞いてまいりま
す。
まず、一番問題になつてゐる支給期間の問題で
すね。今回の改正は御案内のように支給期間を義
務教育の就学前から三歳未満に圧縮したのです
ね。これが最大の問題になつてゐるわけですね。改
善するのですから、支給期間を従来どおりにして
第一子に与えらるゝと、金額をふやすとかいうこと
になればこれは一切問題ないのではありませんが、三
歳未満としたところ、一番問題がある。これは各
委員の質問の中にも全部出てゐるわけでありま
すが、なぜ三歳未満でなければならぬのかという
明確な理由をひとつ伺いたいと思ふのです。

○下条國務大臣 この点は大変大事なポイントで
ございまして、お答えさせていただきます。
この支給年齢の問題でございまして、今日

すれば、支給対象をまず第一子に拡大した方がい
いのではないかと、支給額を増加すること
にいたしました。同時に、支給期間を三歳未満
に重点化することを内容とするというので、今
お尋ねのような改正をすることにいたしました
でございます。この考え方は、これまでの国会で
御意見もありまして、また、社会保障制度審議
会でも残された問題となっていることは承知いた
しておりますが、支給期間につきましては、この児
童手当制度の目的を踏まえまして、社会経済情勢
の推移、制度改正の効果等を勘案しつつ、給付内
容及び費用負担のあり方を含めて、制度全般にお
たりまして検討として取り上げてまいりたい、こ
のように考えておるわけでございます。

○永井委員 三歳未満とした理由は大臣がそれぞ
れ述べられておられるわけですが、どう聞いて
みても、私もそれはそのとおりで、腹におさ
まっております。理由にはなっていないわけ
です。また、言っていることは、乳幼児手当だ
、ここのうですね。今度の制度は乳幼児手当だ
、児童手当じゃない、私もそのとおりだと思
うのです。

したがって、この社会保障制度審議会の答申の
経過を見ても、「支給期間を三歳未満までに
限定したことなどは問題が残る」と、この答
申の中に明記してあります。こうした世論の強
い要望に対しては政府はどのように認識されてお
るのですか。

○下条国務大臣 この問題については、審議会の
答申の中に今お触れになりましたような文言が入
っております。したがって、今回の改正は、
先ほど来お話が出ておりますように三歳未満とい
うところに重点化するという方向の改正案ではご
ざいますもの、今の答申に出ております点が一
つの問題点であることは承知いたしております
で、その審議会の御意見は今後十分配慮してい
たい、検討課題といたしてまいりたい、このよ
うに考えております。

○永井委員 問題点が残って、そのことを十分受
けとめてこれから十分に検討してまいりたいとい

うことですから、これは私は非常に重要なことだ
と思っております。大臣の今の答弁は重要に私は受
けとめます。そのことを踏まえてこれから質問を
続けてまいりますので、ひとつその辺のところは
私の質問時間中に明確にさせてもらいたいと思
います。

ところで、三歳未満に限定したことによって支
給の対象になる児童数ですね。これは平成元年度
の事業実績から見ますと三百八十五万人が対象に
なるわけですね。ところが、今回の三歳未満とい
うことで線引きをいたしますと、推定数でありま
すが二百七十万人になります。要は百十五万人も対
象者が減るわけですね。前回のこの委員会でも
このことについてかなり議論がされたわけであ
りますが、その議論された中に浮き彫りになってお
りますように、現行制度による期待権、金額にし
て大体九万五千円ということになります。これ
も期待権が失われる。そして、そういうことでだ
んだん児童手当に対する国民の関心とか信頼感と
いうものが薄くなっていく。だから、我々として
は少なくとも現行の義務教育就学前を維持するべ
きだと主張してきています。

例えばこの厚生省の出しました予算関係の資料
を見ても、昭和六十年度の改正時点、平成元
年度の実績では給付総額は千四百五十億になっ
ています。これが、今度の改正案では第一子が入りま
すから、そして第二子、第三子はそれぞれ倍額に
引き上げますから、全部で千九百億、現行の
一・三倍だ。金額としては四百五十億円ふえるこ
とになっていくわけですね。これがほとんど厚生省
の方からはPRされていくわけですね。ところが
、実際にマイナス面になる、そういうことにつ
いてはあえてPRする必要がないと思っているの
ではしょうけれど、明示がされていない。言いか
えれば、この法案を作成し、閣議決定し、法案と
して国会に提出する、その過程では、まあ言え
ば、余り知られたくない部分は知らずまいとい
うところだけ知らせていくという、国民に対する背
信行為を行っているのではないかとさえ私は思う
わけですね。これについて、局長どうですか。

○土井政府委員 おっしゃいますとおり、今回の
改正案によりまして、受給児童数は三百八十五万
人から二百七十万人に減少するというふうに推計
をいたしております。

私も少しは、従来は第二子以降という
ことでございまして、毎年生まれる子供の約六割
の子供たちが小学校へ入るまで支給を受けるとい
うような形でございましたが、今回、残りの四割
の第一子に拡大をするというので、全体とし
て制度の改善に結びつくような姿になっているも
のと考えておりますけれども、現実給付の立場か
ら見ますと、期間が短くなるという観点からは確
かにマイナスの影響が出るわけでございます。そ
の点につきましては、例えば昭和六十年度改正の際
も似たような仕組みで手直しを行いましたので相
当大きな影響が出てまいりましたわけではござい
ませんが、今回、経過措置を設けることによりまし
て、この現受給者に対する影響を極力小さな形で
抑えるというように形で経過措置を設計してい
るわけでございます。確かにお話しのとおり一部
マイナス面というものは出てまいりますけれども
、全体としての制度の新しい制度への移行とい
う点からやむを得ない側面ではございますので、御
理解を賜りたいと思っております。

○永井委員 繰り返して恐縮ですが、これはもう
議論の場ですから私は率直に申し上げるんです
が、給付総額ではふえますよ、六歳の線引きを三
歳にいたします、しかし支給総額はふえますよ。
第一子はゼロだったけれども、第一子も当たりま
すよ。いいことはほとんど国民の耳に入っていく
けれども、今言ったようなマイナス面があるな
ら、ここはしかしマイナスですと率直に初めから
そのことを国民に明示するぐらいのことがない
と、福祉の問題なんというものは今のこの日本の
国の実情ではなかなか国民から信頼を得ることが
できない、そのことを私は問題にしているわ
けですね。だから、義務教育の就学前までを維持
できないという理由はそれなりの理由として明確
にここでもう一回言ってもらいたいんです。

○土井政府委員 義務教育就学前の現行の支給期
間をなぜ維持できないのかというお尋ねかと理解
をいたしますが、今回私どもの中央児童福祉審議
会におきまして、すべての児童養育家庭に手当を
支給するという観点を踏まえまして支給対象を第
一子に拡大する、そのことが優先すべき課題とい
うふうに考えました。それから、それと同時に支
給金額につきましても、価値ある額ということ
で、従来の月額五千元、二千五百円という金額に
ついてこれを価値ある額にしたい、そういう前提
の中で全体の給付規模、財源負担という問題を考
えまして、どうしたらいいかという議論の中で、
経済的な支援の必要性の高い三歳未満の支給期間
に重点化するということをやむを得ないという
形で全体としての新しい設計図を御答申いただ
いたように経過がございまして、そのような事情か
ら、私も今お話ししている今回の改正案は最善の努力を
しておるものという気持ちでございまして
、御理解を賜りたいと思っております。

○永井委員 理解を賜りたいと言ってもなかなか
ここはかみ合わない、理解ができないんです。
正直言って理解ができません。
そこで、野村証券の調査というのはいかなる信頼
が持たれているわけですね。その野村証券の「家
計と子育て費用調査」というのがございまして。平
成元年にやっています。乳幼児が月一万一千
円、これは平成元年で一万一千円。小学校の低学
年では二万七千円。同じく小学校の高学年では三
万七千円というふうに養育費がどんどんかさんで
いくという資料がございまして。これは平成元年の
調査です。

また、非常に古い資料で恐縮ですが、厚生省が
昭和五十九年度に行った「全国家庭児童調査結
果」というのがあります。それ以降新しいもの
を厚生省はやってないものですから、この古い資
料を使わないという方がないわけでありまして、
それで見ますと、未就学児童の養育費は月額三万
三千百円、月額ですね。義務教育期間は五万六千

円となっているわけです。これは厚生省の資料です。それから間違いないと思うのですが、三歳未満の養育費はたとえ政府が、厚生省が言うように、親御さん、御夫婦が若い時代でありましたから、若くて経済基盤が若い世帯であって、だから三歳未満には必要な手当を重点的に、こういうふうな御意見でありますけれども、その養育費、教育費から見えてきますと、三歳前よりもっと上へ行くほど実際は生活設計を立てる上では大変なんです。思想的に言いますと、三歳未満よりも三歳を超えたところの方が大変なんです。だから、乳幼児手当じゃなくて児童手当ということで就学前までを今まで措置してきているわけですね。この辺の關係は、国民の生活の実態面から見て、今度の政府の提案というのはその国民の生活実態を無視するものになっていかないかと思うんですが、どうですか。

○土井政府委員 おっしゃいますように、昭和五十九年以来私どもの細かい調査をいたしております。その点は反省をしておりますけれども、最近における調査としては民間の会社の調査、御指摘の野村証券あるいはビジョン株式会社の「赤ちゃんと母さんの白書」といったような中に金額が入っております。それで、確かにお話がございましたように小学校入学後の負担が大きくなるという側面がございますが、これは主として教育費の増大という面を反映している点がございまして、そういう点では私も確かに先生の御指摘のような傾向があるということを否定するわけではございませんけれども、一方、その原因たる教育費の問題というものをどう考えればいいのかという時点でこの問題をとらえるべきであるというふうに考えている次第でございます。なぜ三歳未満に重点化をするのかという点につきましては、先ほど来お話を申し上げておりますような考え方に基づいて、全体としての今回の制度の見直しの設計の中でそのような選択肢をとらせていただいたという経緯でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○永井委員 児童手当法を見ますと、第一条はこのように書いてあります。児童手当を支給する目的として家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上の二つが第一条の中にはうたわれております。じゃ、今局長が言われたような理解あるいは政府自身の持っているような思想、こういうものから考えて、この第一条の目的規定に合致していると言えるのでしょうか。言えますか。私は、その第一条の目的規定にむしろ大きく背くものではないかと思うのですが、どうですか。

○土井政府委員 第一条の御指摘の目的規定は、御指摘のとおり児童の健全な育成と資質の向上という二つを児童を養育する家庭に対する経済的な支援を通じて行おうという趣旨が述べられております。そういう趣旨からいいますと、広く児童全般を対象とすべきであるという御議論があらうと存じますけれども、今回私どもとしては、非常に育児に手がかり、また、親の年齢も若くて収入の低い経済的にも支援を非常に必要としている時期に重点化を図りたいという側面から今回の制度を位置づけるものでございまして、そういう意味では確かに不十分だという御指摘があらうかと思えますけれども、ある意味では、別の角度から見ると前進した側面もございまして、両々相まって御理解を賜りたいと思っております。

○永井委員 時間の關係で走りますが、それでは具体的に給付額の問題を質問してみたいと思います。

第一子が今度五千元、第二子も五千元、引き上げてね、第三子が一万円、こういう一子、二子、三子によって給付額が違ふ。その給付額の違いというのどこから出てくるのか、なぜ一緒にできないのか、あるいはこの給付額の算定基準、これはどこに求めているのか、これを明らかにしてください。

○土井政府委員 現行の給付金額は御案内のとおり第三子以降は五千元、それから第二子は月額二

千五百円と二分の一という金額に相なっております。この五千元という水準は昭和五十年に設定された水準でございます。それで、昭和五十年以降今日までの消費支出の傾向を見まして約二倍の割合になっております。それをもとにいたしまして現行の五千元の金額を一万円に引き上げるといふ考え方をとりました。それから第二子につきましては、現行は五千元対二千五百円と二対一という考え方でございまして、同じ割合を用いて五千元という金額を考えました。それと同時に、新しく支給対象となります第一子につきましては第二子と同額とするという考え方で、現在御提案申し上げております五千元、五千元、一万円という金額にいたしましたわけでございます。

なお、先ほどお話がありました幾つかの民間の調査データ等を参考にしながら見てみますと、これは正確な金額ではございませんけれども、大体二万円前後というのが小さい子供にかかると、その養育費というデータもございまして、それをあわせ考慮しながら今の金額がおおむね妥当であるというふうな考え方を次第でございまして、

○永井委員 その言葉を日常我々が使う言葉に置きかえますと、じゃ、目安ということになるわけですね。目安ということになりますね。どうですか、目安ということですか。

○土井政府委員 今回の改正案における金額をなぜ今のような形にしたかという考え方でございます。私どもとしては、経済指標の動向を参考に、かつ、いろいろな養育費の実態を参考にし、御提案申し上げる金額にいたしたということでございます。目安という言葉が適切かどうかはよくよく考え方を方であらうと思っております。

○永井委員 老齢基礎年金でも、生活保護も、その他の給付も、総理府などの公の調査に基づいて一応の基準が設定されているのです。だから児童手当だけ何で基準がなくて目安なのか、ここが私は問題だと思っております。だから少なくとも例えは一般の養育費がどの程度かかっているかと

いうことで、あるいは消費者の消費伸び率などが仮に調査で数字が把握できるとするならば、少なくとも国民の消費支出の伸び率に合わせて改定するとか、あるいは養育費と言えは養育費の五〇%なら五〇%、何か基準というものをきっちりつくるべきではないか。この制度だけ何で基準がないのか。この辺の關係はどのように考えられますか。

○土井政府委員 確かに、例えば社会保険を仕組みとしております年金でありますとかそういうものの中には、金額についての一定の基準というものがある。児童手当については、御案内のとおり、児童に着目した我が国の社会経済の仕組みの中に、家族手当でありますとか税制における扶養控除でありますとか、そういう関連する施策というものも同時にあるわけでございます。一定の基準で児童手当だけを抜き出して、このような形で考えるべきだという物差しと申しましようか、なかなか現実問題としてはそれを定めにくいというのが実態ではなからうかというふうに思っているわけでございます。先ほど申しましたように、今回の案につきましては先ほどのような考え方設定をしたということでございますけれども、それは今回の一つのプロセスの説明でございまして、それが今後ともそういう考え方ではないかという点については御議論がある点ではなからうかと思っております。

○永井委員 今の答弁を聞きますと、じゃ、そういう基準のつくり方、あるいは基準を設けるべきだという私の問題提起について検討はしていくわけですか。検討されるのですか。一言だけ答えてください。

○土井政府委員 将来における検討すべき課題の一つであらうと思っております。

○永井委員 今の御答弁の中で、家族手当という問題が出ました。たくさん質問したいことがあるのですが、時計とにらめっこをやっているものですからもう十分に全部触れることはできませんけれども、この家族手当の關係でいいますと、企業

によって金額が違ふ、あるいは家族手当を実際に実施をしていない企業もあるわけですね。三十人から九十九人という零細企業をとりますと、大体三割近い企業が家族手当というものの制度をとっていないのです。だから、その家族手当という問題はあっても、家族手当と児童手当とは全く違うものだ。日経連などは、児童手当をよくするのなら家族手当は廃止すべきだし、家族手当があるのなら児童手当は要らぬのじゃないかという乱暴な議論まで提起していますから、そのことについては、そうではないのなら、ないということをしては、明確にしておきません、児童手当を論じるときに家族手当の問題が出てきたのではこれは迷惑千万な話でありますから、この辺の關係はどうですか。

○下条国務大臣 お答えいたします。
今委員の御指摘の家族手当あるいはまたそれに關連する税制上の措置、こういふものが全く關係がないかどうか、これは必ずしもそう言えないと思います。しかし、逆に言えば、それじゃ、その家族手当がどのくらい普及しているか、それがどのような効果を及ぼしているか、こういうことになりましてまたこれも問題でございます。したがって、今後の制度のあり方につきましましては、企業の家族手当の動向等を踏まえて、今後の社会経済情勢の推移、今回の制度改正の効果等を勘案して検討してまいりたい、このように考えております。

○永井委員 課税所得の關係についてちょっと確かめておきたいのですが、課税所得三百万円、そして片方七百万円、仮の数字で、三百万円と七百万円の勤労者の場合の扶養控除による児童一人当たりの税の軽減額は幾らになりますか。
○土井政府委員 課税所得金額三百万円の場合でございますけれども、税率を所得税、住民税それぞれ一〇％ということで当てはめて計算をいたしますと、三百万円の場合は六万五千円というのが税額の控除金額になっております。それから七百万円の場合でございますけれども、この場合は税率の適用区分が上へ上がりまして、所得税におきましては三〇％、住民税におきましては一五％、これを適用して計算をいたしますと児童一人当たりの扶養控除の効果額は十五万円という計算になります。

○永井委員 今お示しをいただいたとおりでありまして、そうすると、これは逆進性になっているわけですね、明らかに。収入の少ない者は、税の軽減額でいうと収入の多い人よりもその効果というものは数字が非常に低くなっている。だから、低所得者の場合はなおさら問題が残ってくるわけですね。さらに、この課税軽減ということについてはいわゆる低所得者、所得税のかかってこないところについては何の恩恵もないわけですね。これは税の一番問題点なんです。
そう考えていくと、税の扶養控除というものは児童手当制度にかわるものではない、そういうもののになつていかない、私はそう思うのですが、その辺の關係は既にこの児童手当制度の発足当時に十分議論されて克服済みであると私は思うのですが、再確認をしておきたいと思ひます。

率の適用区分が上へ上がりまして、所得税におきましては三〇％、住民税におきましては一五％、これを適用して計算をいたしますと児童一人当たりの扶養控除の効果額は十五万円という計算になります。

○永井委員 本来的な部分で相互に關連する側面があるのではないかと、今私が指摘してまいりました。これは、家族手当や税の扶養控除というものは、この児童手当制度とは全く無關係だという理解に立っていきませんと、この制度の目的を果たすことはできない、このことを私は指摘を申し上げておきたい。今ヨーロッパの先進諸国などについて税の控除などの話がございました。これもいいところでありまして、例えば主要国で児童手当の支給額がどういふことで改定されるかと見てみると、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スウェーデン、これらのOECDに加盟している国はほとんど自動的に物価指数やあるいは消費者物価の動向によってスライドで引き上げられていくという。日本は今回十六年ぶりの改定でしよう。片方はこういふものは一切伏せておいて、片方ヨーロッパでは税の控除がないからそれを対象にできないということだけで問題点をすりかえるようなことがあつてはならない。これはもう答弁要りません。時間がありませんから、指摘をしておきたいと思ひます。

○永井委員 拡大し、支給額を増増するとともに、支給期間を三歳未満に重点化することを内容とする今回の改正案は妥当なものかと判断いたしてまいりました。御質問の点につきましては、これまでの国会での御意見もあり、また社会保障制度審議会でも、残された課題とされていることは承知いたしております。支給期間につきましましては、今後児童手当制度の目的を踏まえ、社会経済情勢の推移、制度改正の効果等を勘案しつつ、給付内容及び費用負担のあり方を含め、制度全般に關して検討する中で取り上げてまいりたい、このように考えております。

○土井政府委員 税制面における扶養控除と児童手当との關係についての御指摘でございますが、かつて中央児童福祉審議会におきましてこの問題を問題提起をいたしました。一方、税の立場からは課税最低限というふうな考え方から、そういうものは最低生活保障という観点から必要なんだという違った考え方が示されたという経緯がございます。ただ、私もヨーロッパ諸国における児童手当制度と税制との關係を比較してみますと、例えばスウェーデンやイギリスにおきましては税制の扶養控除をやめてその財源を児童手当の創設あるいは拡充に充てるというふうな経緯で対応をしてきているというふうな状況もございます。したがって、事柄としては児童手当の問題と税制面における扶養控除というものは別々の、それぞれの制度における考え方があると思ひますけれども、結果として全体の構造を見る場合には、やはり基

○下条国務大臣 政府といたしましては、今日の社会経済状況を勘案すれば、支給対象を第一子に

○永井委員 検討課題の一つというよりも、むしろそこを重視をして扱ってまいりたい、検討して

○下条国務大臣 児童手当に完全自動物価スライド制を導入することにつきましては、さきの質問で答弁したとおりでありますけれども、今後児童手当制度の目的を踏まえ、社会経済情勢の推移等に應じ、制度全般に關する検討の中で、完全自動物価スライド制も検討課題の一つとして取り上げてまいりたい、このように考えております。

○永井委員 検討課題の一つというよりも、むしろそこを重視をして扱ってまいりたい、検討して

○下条国務大臣 児童手当に完全自動物価スライド制を導入することにつきましては、さきの質問で答弁したとおりでありますけれども、今後児童手当制度の目的を踏まえ、社会経済情勢の推移等に應じ、制度全般に關する検討の中で、完全自動物価スライド制も検討課題の一つとして取り上げてまいりたい、このように考えております。

もらいたいということをさらにつけ加えておきます。

そして、今回の制度改正はいつ行う予定にしているのか。改正案では経過措置が終了して新制度に完全に移行するのは平成六年度でありますけれども、経過措置の終了後速やかに制度の見直しを行うべきだと考えますが、どうでございますか。

○土井政府委員 児童手当制度のあり方につきましては、児童手当制度の目的を踏まえ、社会経済情勢の推移、今回の制度改正の効果等を勘案し、できるだけ早期に必要な見直し等の検討を行うよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

○永井委員 できるだけ早期という言葉が出てまいりましたけれども、このできるだけ早期ということでは見直しの時期が明確になったとは言えません。したがって、厚生省としても見直しの時期をさらに明確にする、それに向けて努力すべきではないかと思うのですが、どうでございますか。

○下条国務大臣 お答えいたします。

今後の社会経済情勢がどのように推移するか不明である現段階におきまして、見直し等の時期を具体的に明らかにすることは困難かと思えます。なお、厚生省といたしましては、御意見の趣旨も踏まえまして今後の社会経済情勢の推移等を見る必要があるが、経過措置終了後最も早い時期に必要な見直し等の検討を行うよう、最大限の努力をする所存でありますので、御理解を賜りたいと思っております。

○永井委員 それでは所得制限の問題ですが、所得制限の限度額は政令で定めておるのであります。今後とも従来の支給率が維持されるように定められるものと理解してよろしいですか。

○土井政府委員 これまでの支給率は七割から八割程度になっているものと見込まれますが、こうした支給率の実績を維持してまいりたいと考えております。

○永井委員 所得制限の問題は、今言われたように支給率の実績を維持してまいりたい、こういう

答弁でございますから、このところはひとつ七割から八割というあいまいなことではなくて、もっときちっとこれを把握をした上でその実績というものに基いて対応してもらいたいということとをさらにつけ加えて申し上げておきたいと思っております。

その次、この児童手当を受給するためには、受給者が申請することが必要なんです。だから、新制度の実施に当たっては、新しい受給者が漏れなく手当の支給を受けられるように、当然のことでありまして、制度の周知徹底を図るべきだと考えますが、どうでございますか。

○土井政府委員 厚生省では、従来から未請求者の解消のため広報等を行いますとともに、都道府県、市町村に対して制度の周知徹底を指導しているところでございますが、新制度の実施に当たりましては、対象者が児童手当を漏れなく受給できるように制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○永井委員 大体以上の問題点を確認をさせてもらったわけですが、短い時間で十分な質問ができませんでした。しかし、この中で私が特に触れたいと思つて重視をしましたことは、御案内のように社会保障制度審議会の答申の精神、これはやはり厚生省が大切にしなければならぬ、大切にしていくところはなないわけですね、政府の中では、だから、大蔵省とのいろいろな関係で、予算をふやすにしても、支給額を改定するにしても、いろいろな障害も実態的には出てくると思っております。しかし、それを乗り越えてこの目的を達成できるようにしてまいりたい。このところだけ、ひとつこれからの問題として大変な問題が提起されているわけでありまして、大臣からそういう決意だけをさらに再度述べてもらいまして、私の質問を終わりたいと思つております。

○下条国務大臣 お答えいたします。

今回の法律改正に当たりましては、いろいろな状況を十分踏まえましてこの案を出させていたにいておるわけでございますけれども、先ほど来お

話ございましたように、審議会の御意見は非常に大事なものである、しかもその中に、今回の改正に絡んでまたさらに検討すべき項目も提示されておりますので、そのような御意見は今後とも大事にしながら将来の課題として考えてまいりたいと思つております。

○永井委員 終わります。

○浜田委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私は、この児童手当制度の歴史を踏まえまして、児童手当制度という本来の趣旨とは一体何になるのかということを確認をしたいと思つております。

この児童手当制度が発足をいたしましたのは昭和四十七年でございまして、このときには御承知のとおり義務教育が終了する前の第三子以降一人につき月三千円の支給でございました。それから、昭和四十九年になりまして第一次の改正がありましたが、このときには同じく義務教育終了前の第三子以降一人につき月四千円、それから、昭和五十年になりまして第二次の改正がありまして、義務教育終了前の第三子以降一人につき月五千円、それから、少し飛びますけれども、昭和六十年に第十二次の改正がありまして、このときに義務教育終了前の第二子以降一人につき月二千五百円、それから第三子以降一人につき月二千五百円、こうなつたわけですね。そして平成三年度、今回の改正、第十八次改正でございますが、三歳児未満の第一子以降一人につき月五千円、第一、第二子はその月五千円、そして第三子以降一人につき月一万円となつたわけでございます。この歴史的な変化を踏まえまして、支給期間だけを見ると義務教育終了前から義務教育就学前になりまして、そして、さらに三歳児未満と短縮され続けているわけですね。その反面、支給対象は第三子以降から第二子以降になりまして今回の第一子以降、こういうふうに拡大されているわけでございます。

それで、この児童手当制度とは一体どういう趣旨の制度かということを考えますと、初めの義務教育終了前から就学前、そして三歳児未満というふうに支給期間が短縮されてきたことを見ますと、何か児童手当制度の趣旨そのものが変化してはいるのかという印象を持つわけでございますが、この辺を踏まえまして、児童手当制度の本来の趣旨とは一体いかなるものなのか、その辺から質問をいたしたいと思います。

○土井政府委員 児童手当制度の目的、趣旨でございますが、児童手当の支給によりまして児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とした制度であると認識しております。お話がありましたように、過去幾つかの変遷がございましたが、基本的な目的においては変わりがなく、この趣旨を踏まえまして、児童手当制度の本来の趣旨とは一体いかなるものなのか、その辺から質問をいたしたいと思います。

○遠藤(和)委員 支給期間が短縮されたということとで、この児童手当制度が乳幼児手当制度にその趣旨を変更したのではないか、このようにも考え

教育終了前から就学前、そして三歳児未満というふうに支給期間が短縮されてきたことを見ますと、何か児童手当制度の趣旨そのものが変化してはいるのかという印象を持つわけでございますが、この辺を踏まえまして、児童手当制度の本来の趣旨とは一体いかなるものなのか、その辺から質問をいたしたいと思います。

○土井政府委員 児童手当制度の目的、趣旨でございますが、児童手当の支給によりまして児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とした制度であると認識しております。お話がありましたように、過去幾つかの変遷がございましたが、基本的な目的においては変わりがなく、この趣旨を踏まえまして、児童手当制度の本来の趣旨とは一体いかなるものなのか、その辺から質問をいたしたいと思います。

○土井政府委員 支給期間につきまして中央児童福祉審議会の御意見をちょうだいいたしまして、三歳未満の時期に重点化をするという形で御提案を申し上げているわけでございますけれども、私も、繰り返して申すように、この趣旨が人間的成長の基礎として非常に重要な時期であるということ、あるいは育児に手がかかり生活上の制約が大きい、あるいは親の収入が少くないといったような状況等を勘案して考えた次第でございます。

なお、児童手当の趣旨、目的においては変わりはございませんが、全体として第一子に拡大したいということを第一義的に考えまして、かつまた、今回支給金額につきましても倍増を図るというような全体の設計の中で今のような選択をさせていただいたという経緯でございますので、御理解を賜りたいと思つております。

○遠藤(和)委員 支給期間が短縮されたということとで、この児童手当制度が乳幼児手当制度にその趣旨を変更したのではないか、このようにも考え

られるわけですが、今の御説明だといたしますと、乳幼児手当に趣旨を変えたのではなくて、児童手当の趣旨はそのまま堅持するけれども、今回は財源の確保でそうならざるを得なかった、このように理解するべきものなのでしょうか。

○土井政府委員 児童手当制度の支給財源というのは、国民の税及び事業主の拠出金というものを財源として行っておりまして、御指摘がございましたように、そういう面もあわせ考慮しながら今回の改正案を取りまとめたという経緯でございます。御理解を賜りたいと存じます。

○遠藤(和)委員 趣旨を変更したのではないというので私は安心をしているわけですが、そうすると、財源が将来豊かになればいいですが、財源の調整も含めながら、これは三歳未満じゃなく、もう一回就学前の全児童に支給する、こういうふうな見直しも当然考えられる、このように理解してよろしうございますか。

○土井政府委員 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、今後の状況の推移、新しい改正制度の実施状況等を勘案しながら、今後とも御指摘がありましたような諸点につきましては十分検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○遠藤(和)委員 ここに、平成二年十二月十八日の中央児童福祉審議会が行いました意見具申の中に、支給期間についてでございますが、「以上のことから、三歳未満の時期に給付を重点化して、育児支援を強化することも妥当と認められる。」と書いてありますが、この後に「なお、これに対して、少なくとも現行の義務教育就学前を維持すべきという意見もあった。」このように意見もあるわけでございますし、国会の審議を通しましたも、当然就学前の全児童を対象とすべきである、こういうふうな意見もたくさんあったわけでございます。私は、この児童手当制度本来の趣旨が変更してないのであれば、財源を勘案しながらの話になりすけれども、こういった見直しは当然行わべきだ、行わなければならない、このように理解を

いたしたいと思いますが、この私の理解に間違いはございませんか。

○土井政府委員 御指摘のとおりであると思えます。

○遠藤(和)委員 それで、この見直しの時期の問題でございますが、経過措置が三年間行われるわけですね。この経過措置が行われる間は見直しというのとはなかなか難しいと私は理解をいたしておりますが、経過措置が三年後に終わるわけでございますから、この三年後にやはりきちっと見直すべきである、これは当然財源も考えながら見直すべきだと私は理解をいたしておりますが、この見直しの時期について明言化できませんか。

○土井政府委員 今後の社会経済情勢がどのように推移するか不明である現段階におきましては、見直し等の時期を具体的に明らかにいたすことは困難であると考えております。なお、御意見の趣旨も踏まえて、今後の社会経済情勢の推移等も見ながら、経過措置終了後最も早い時期に必要な見直し等の検討を行うよう最大限の努力をいたしてまいりたいと考えている次第でございます。

○遠藤(和)委員 最も早い時期ということでございますので、三年後というふうに私は理解をしたと思います。

その際、ぜひ念頭に置いていただきたいことは、公明党といたしましては、この児童手当制度、当初公明党の千葉市川市の一市会議員がこの制度をつくり出した経緯がございます。それから全国の制度にこのように大きく育ってまいりまして、今度は日本国の全児童の第一子から対象にしたわけでございます。その部分は一歩前進でございまして、公明党といたしましてはぜひ就学前の全児童に一万円を給付してもらいたい、こういう強い念願を持っております。第一子が五千人、第二子が五千人、第三子以降一万円というのには子供に何金も差があるようでございまして、いろいろ第三子以降は経済的に大変だからというところで一万円にしたと理解するわけでございますが、私は、本来この差別を行うべきではないのであって、就学前の全児童に対して一万円を給付すべきではないのか、このような公明党の考え方を支持しておりますが、その見直しのときにぜひ私どもの案も念頭に置きながら努力をしていただきたいと要望いたしますが、いかがでございますか。

○土井政府委員 今後における児童手当制度のあり方につきましては御意見だと伺いましたが、私どもとしては、財源の問題とも密接に関連する問題ではございすけれども、社会経済情勢の推移、今回の改正の効果等を踏まえまして、給付内容、費用負担のあり方を含めた制度全般にわたる検討をする際に、御指摘の点も念頭に十分置きながら議論をしてまいりたいと存じております。

○遠藤(和)委員 今私がかなり歴史的な話をいたしましたけれども、今回の改正は第一子からというふうな、長年の念願でございましたがそこに到達をした。そういう意味では、児童手当制度の歴史の中から見て大きな意義があると思うのです。これを終着点にしては断じてならないと思うのです。この児童手当制度をさらに大きく拡大するための新しい出発点に位置づけるべきではないのか、このように考えているわけですが、大臣の決意はいかがでございますか。

○下条国務大臣 今回の児童手当制度の改正は、児童が健やかに生まれ育つための環境づくりの重要な柱でありまして、世代間の助け合い及び児童養育家庭に対する育児支援の強化という面を重視いたしまして、我が国の実情に即した制度とするものであります。

今回の改正の結果、これまで支給対象となっていなかった、児童数の約四割程度を占める第一子が支給対象になること、今委員が御指摘になりましたが、制度の定着が図られるものと期待しておりますが、今後、社会経済情勢の推移、制度改正の効果等を勘案しつつ、給付内容及び費用負担のあり方を含めた制度全般に關してさらに検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○遠藤(和)委員 それで、一・五七ショックというのがございましたね。日本は高齢化社会に突入してある。その半面、もっと深刻な問題はやはり少子化社会の傾向が出てくるということでございます。少子化社会対策というものを厚生省が首頭をとってやるべきである、私はこう思うのです。その中でこの児童手当制度をどう位置づけるかということが大事でございまして、例えば総合的な出生率低下を打開する考え方といたしまして、少々考えたことがあるものでございすから、御披露させていただきたいと思っております。

ライフステージに合わせまして、例えば結婚をしたときにどういうふうな制度が必要かといえますと、住宅環境の整備が必要ですね。住宅制度の充実。そのためには、家賃補助制度を創設したり、あるいは超長期住宅ローン制度を創設したり、新婚者に公営住宅の優先入居を行う、こういう制度があります。

それから、妊娠あるいは出産をしたときに、妊娠や出産における保健サービスといたしまして母子保健法があるわけですが、これを改正いたしまして、例えば保健指導、健康診断を健保で無料で行うようにするとか、健康診断の拡充強化を行うとか、あるいは母子保健サービスの充実を行うとか、妊婦検診の一部健保適用をできるようにする、こういう制度があります。

あるいは分娩費給付の問題ですね。これは現行二十万円、健保でございす。これは現行中で分娩費、助産費の給付を実施価格にする。そのために、健保の最低保障額を例えば二十五万円にアップする、あるいは国保の助産費を平均十五万円にアップする、こういう制度があります。それから、所得税の中では扶養控除の拡充をするべきだ。

あるいは、今まさに、育児あるいは義務教育期における児童手当としては、第一子から支給をして、所得制限を緩和して、支給額を大幅アップして全児童に一万円ということを考える。そして、この制度に対して国庫補助をかなり増額してい

く、こういうことが考えられます。

あるいは、これから議論になっていきますけれども、育児休業法の制定ですね。あるいは、保育制度という面から見ると、母子及び寡婦福祉法という中で保育環境を整備していく。乳児保育あるいは延長保育、夜間保育の特別保育、こういうものですね。それから、保育所の補助制度の創設とか、児童公園、児童センター、相談事業、母親クラブ、こういうものを充実していく。

あるいは、もう少し大きくなって、子供さんが高等教育期になると、親御さんのパート所得に対する所得税法のパート減税を百万円から百二十万円に控除額を上げる。あるいは、教育費については、日本育英会法の中で無利子奨学金制度を創設していくとか、所得制限等を廃して全員に貸与していく。あるいは、大学とか短大等の定員の枠を拡大していく。あるいはダブル入学金の寄附金の控除をしていく。そういうふうなライフサイクルにに応じていろいろな、総合的な政策が考えられるわけでございます。そういう広い視点から厚生大臣に閣議等で発言していただきまして、少子化社会対策十年戦略のようなものをぜひお立てになっていただきたいと要望するわけです。

高齢化社会に対するゴールドプランというのがあつてございます。こちらの方はゴールドにやなくてプラチナプランでも結構ですが、片や高齢化社会に対しては十年間で六兆円という財政支出動があるわけでございますが、こちらの方はまだ、例えば児童手当だけを見ると一年間で一千九百億円ですから十年で一兆九千億円にすぎないわけです。こちらの方の児童手当制度も六兆円を超えるくらい規模で十年計画をつくる、少子化社会対策総合プラン、こういうものをぜひ厚生省が首領をとっておつくりになるべきではないのか、その中で児童手当制度が中心的な役割を果たしていくんだ、こういう展望を持つ政策をぜひ要望したいのでございます。長くなりましてけれど……

○下条国務大臣 今委員の大変に広範にわたるいろいろな環境づくりの御意見、非常に貴重なもの

と拝聴いたしました。

御承知のように、今回の児童手当の改正、これは全体の環境づくりの中の一つである、このように我々も受けとめておるわけでありまして、この改正だけで今の問題になっております出生率の低下を阻止するということは十分行えない、このように考えております。したがって、あらゆる角度から、税制面におきまして、厚生行政におきまして、あるいはその他の環境づくりに関係する諸問題をすべて解決しながら、その中で子育て、健康に生み育てる環境づくり、これを築き上げていかなければならない、このように考えております。ただいまお示しなされましたプラチナプランなども一つの大きなサセションとして拝聴いたし、今後また検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○遠藤(和)委員 今私、たくさん思いつくままに言ったわけでございますが、私が話した中で特に厚生省としてできることがたくさんあるわけですね。母子保健法も厚生省でございますし社会保険制度も厚生省でございますし、あるいは児童手当法も厚生省でございますし、それから母子及び寡婦福祉法、これも厚生省でございますね。ですから、厚生省が、赤ちゃんとあつたお年寄りまで本場に日本の全国民の福祉の向上をつかさどる役所であれば、当然そういう政策をお出しになっていくべきだ、このように思うわけでございますが、重ねて、このプラチナプランでございますが、そういうものを念頭に置いて、一年以内ぐらいにあられた構想が見えてくるのかどうか、その辺の決意をぜひ伺っておきたいものだと思うわけでございます。

○下条国務大臣 ただいまお答えいたしましたように、高齢化社会の中で、しかもその後続く若人、さらにまた、若人の後に続く赤ちゃんが、先ほどお示しになりましたように最も最近の数字で一・五七、委員はこれを一・五七ショックというふうにおっしゃいましたけれども、そういう形であり、さらにまた、その後の傾向はさらに低下が

続くのではないかと、確報ではございませんけれどもそういう懸念すらあるという中で、やはり健康やかに子供を生み育てるということは非常に重要な政策の位置づけがなければならない、このように考えておるわけでございます。しかも、ただいまお話にございましたように、これは厚生省関係だけでなくかなりの問題もございまして、また、厚生省のみならずほかの官庁も関係ある問題も多々あるわけでございますので、今後十分に慎重に検討しながらこの問題の解決に努力してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○遠藤(和)委員 一点確認をさせていただきまします。今回の改正で「現金給付と現物給付を総合的に実施する」という研究会報告を踏まえたとしておられるわけでございますが、三歳未満は児童手当という名前の現金給付を行行、三歳以上は健全育成サービスとして現物給付を行行、こういうふうな考え方を今回の改正案では整理しているようでございますけれども、これは具体的にどのような考え方に基づくものであるのか、そしてまた、この現物給付のサービスは具体的にどのようなふうなサービスが予定されているのか、この辺を確認させていただきたいと思ひます。

○土井政府委員 研究会報告におきましては、お話がございましたように、年齢によりまして現金給付と健全育成サービスの給付という二つの給付を将来考えたかどうかという研究会の取りまとめと相なっております。この研究会報告につきましては、中央児童福祉審議会におきましてこの研究会報告が示された内容につきまして十分御審議をちょうだいいたしましたして、それを今回の制度改正の考え方の基礎としたという経緯がございします。

その中で、三歳以上の児童に対するサービスの問題でございますけれども、保育サービスの充実というのがやはり一番大きな柱でございます。ことしの秋以降、夜十時以降の保育サービス等々

の新しい保育サービスというものもそういう一環として予算に盛り込み、実施をしようとしているものでございます。そのほかにも、児童の健全育成サービスといたしましては各種の児童施設の整備等々につきましてさらに力を注いでまいりたい。新年度の予算におきまして所要額が盛り込まれているところでございます。

そういう意味で、研究会の報告そのままでございませぬけれども、中央児童福祉審議会の意見等におきまして取り上げられ、また、政府としてもそういう考え方に沿った形で今後とも努力してまいりたいと考えているところでございます。

○遠藤(和)委員 スライド制の話が先ほどございましたけれども、社会保障給付の中でいろいろな制度があるわけでございますが、スライド制がないのはこの児童手当制度だけなのですね。やはりきちっとスライド制というのを見直しのときに含めて検討されるべきではないのか、このように考え方を持っております。他制度との整合性を担保する上からも、ぜひこの児童手当制度の中にも物価スライド制を導入するべきではないのか、このように考えておりますが、この点を確認させていただきます。

○土井政府委員 児童手当制度における物価スライド制の問題でございますが、私ども、先ほどお答え申し上げましたとおり経過措置終了後の時点においていろいろな制度の見直しにつきまして検討をいたしますけれども、その中の検討すべき問題点の一つとして取り上げてまいりたいと考えている次第でございます。

○遠藤(和)委員 それでは、時間も参りましたので、これから終わりたいと思ひます。

児童手当制度が今回第一子に拡大した点を大きく評価させていただきます。そして、支給期間が大変短くなったというところは残念なことでございます。これは財政の要素によるものである、このようなことも確認をさせていただきます。改正案の前に比べて財政的には三割増というところでございますから、この点は一応評価できるわけ

ございますが、引き続き、厚生省はよく、小さく生んで大きく育てるということを言っているわけでございますが、やはりそれが国民の皆さんから見て本当に積極的に行っている、こういうことを評価いたしたくために、次期の見直しの際にはぜひ大きく変わってもらいたい。支給する期間についても就学前全児童になるように強く要望をいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○浜田委員長 児玉健次君。

○児玉委員 児童手当の支給を第一子までに拡大しようとするのは極めて当然のことであって、私はむしろ遅きに失したと言いたいと思います。問題は支給期間の短縮です。時間がありませんので、きょうの質問はこの点に絞ります。

先日の質問でも触れましたが、児童手当法では明確に「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。このように記されております。国際的にも多くの国が義務教育終了時まで支給を行い、そして、義務教育が終わった後も引き続き教育を受けようとする場合に、二十一歳まで支給する国が私たちの調査で十六カ国、二十四歳あたりまで支給する国が十六カ国あります。今回の改正はそういった国際的な水準、国際的な趨勢から余りにかげ離れていると思うのですが、その点いかがですか。

○土井政府委員 ヨーロッパ諸国における児童手当の今身と今回の改正内容との比較の話かと存じますが、児童に係ります税制上の措置の問題でありますとか賃金体系の問題等をあわせ考慮することが必要であると私も考えております。単純に制度内容を比較することは必ずしも適当ではないのではないかと考えているところでございます。御案内のとおり、スウェーデンやイギリスにおきましては税制における扶養控除を廃止して、その財源を児童手当の充実に充ててきたというふうな経緯があると承っておりますし、また、我が国では多くの企業において家族手当が支給をされている、こういう社会経済情勢の違いを

踏まえまして、今回、我が国の実情に即した形で御提案申し上げているような内容の改正案を取りまとめた次第でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○児玉委員 税制上の相違、それから企業における家族手当の支給、それは今厚生省のお話しのようないことになっております。端的に聞きますけれども、そのことが日本の児童手当制度の発展を阻害しているとおなたたちはお思いであれば、その点にメスを入れて国際的な趨勢に近づく児童手当の改正をする用意があるかないか。あるかないか聞かせてください。

○土井政府委員 ただいまの件につきましては、かつて中央児童福祉審議会から意見具申をちょうだいしておりました、その意見具申を踏まえながら私どもは検討すべき課題であると思っております。

○児玉委員 先日の質問で、私は幼稚園、小学校、中学校、高校と教育費が順に重くなっていくというのを文部省の資料で指摘しました。読売新聞がこの三月十二日に発表した出生率に関する全国世論調査の中で、この出生率低下への対策として「教育費の負担を軽減する」これが六一・八％で第一位ですね。今回の改正はこういった国民の期待に全くこたえられないと思うのですが、いかがですか。

○土井政府委員 今回の改正におきましては、中央児童福祉審議会の御提言を踏まえて三歳未満の時期に給付を重点化した次第でございます。御質問の小学校入学以降の負担の増大の問題でございますけれども、主に教育費によるものと考えられますが、一般的に親の収入も年齢とともに増加するといふ点もございまして、また、教育につきましては社会保障と異なる観点からそれなりの財政措置が講じられているものと考えております。したがって、私どもとしては児童の健全育成上最も重要と考えられる時期、また、経済的支援の効果が高い時期、そういう必要性の高い時期に給付の期間を重点化をしたいという考え方に基づいて

で御提案している次第でございます。

○児玉委員 教育費に対して今厚生省がおっしゃったような措置が講じられていないからこそ、多くの親が小学校、中学校、高校に行くにつれて負担が重くなるというふうにお感じしているわけだ。そして、確かに収入は年齢に応じて一定限度上がりますけれども、それより子供たちが高いレベルの教育を受けるにつれて教育費の増額はむしろ親の収入の増額を上回る、その点を見なかつたら、言っていることが全く実態から外れますね。

それで、厚生省は先日から支給を三歳未満とするのを合理化しようとする余り、母親の就業率の低下、親の年齢が若くて収入が相対的に低い、こういうことをあれこれと並べておられますけれども、第二子、第三子、第四子と子供を生み育てる親のことをあななたちは無視していませんか。

○土井政府委員 御質問の趣旨をちょっと理解し違えているかも知れませんが、私も、むしろ従来支給対象になっていなかった、毎年生まれる子供の四三〇程度を占める第一子を今回制度の対象としてぜひ取り入れたいというふうな観点から取り組んだ次第でございます。今御指摘がございました点、ちょっと私理解しかねますので恐縮でございますが、そのような考え方では子供の出生順位については考えたという次第でございます。

○児玉委員 前回一部触れたのですが、現に児童手当を受けている子供というのは第二子以降ですね。その子供たちが今回の改正によって受給額を減らされるということはこの前の御答弁で明らかになりました。今回の改正、これには括弧をつけなければならぬけれども、今回の改正で減額される児童数は何人か、そして減額される金額のトータルは幾らですか。

○土井政府委員 今回の改正での比較でございますが、現受給者というのは影響を受けるというところに相なります。ただ、現行制度と新制度を比較すると一つの家庭が受ける金額というものはふえるという仕組みに相なっております。具体的な人

数あるいは具体的な金額でございますが、ちょっと手元にございせんが、個別例でございますが金額で申し上げますと、現行の第三子以降の子供でありますと一人当たりの影響金額は一万五千円から七万五千円程度の間、これが減額という形の影響を受けるというふうにご承知しております。

○児玉委員 私たちが承っているところによると、約三百二十万人、そして減額される金額は約一千億というふうにご承知しておりますが、どうですか。

○土井政府委員 失礼をいたしました。支給人数、支給対象の子供の数でございますけれども、現在三百八十五万人、この子供たちの数は二百七十七万人になるということでございます。ただしこの場合に、一人の子供が受ける期間が従来は六年余ということでございまして、新しい子供たちが対象として入ってくるという経緯がございまして。

金額につきましては、私も一千億という金額は承知をしておりますが、現時点では試算が困難というふうにご承知しております。

○児玉委員 昨日、この質問の準備のために厚生省の担当者からいろいろ話してお聞きした数字です。約三百二十万人、金額の総額にして約一千億、再度確かめます。

○土井政府委員 失礼をいたしました。三百二十万人というのは子供の数でございます。親の数でございます。現在の受給をされている親の数というのが三百二十万という数字でございます。それから、受取金額の減少分については推計が困難であるというふうにご承知しております。

○児玉委員 言っていることがどうも、推計困難とおっしゃるのですけれども、今、ある産み月の子供が幾らで、ある産み月の子供は幾ら、そういうことが言われましたね。それをある程度平均的に、まあ子供でなくて親だという訂正がありましたが、その親で掛けるとこの金額になるんですよ。どうですか。

○土井政府委員

非常に粗っぽいマクロ的な推計でございますけれども、先ほど一人当たりの影響額が一万五千円から七万五千円程度と申し上げました。一方、現在の受給者の数が三百二十万人、したがって、三百二十万人に例えれば影響額を何万円と仮定をして掛けると一定の数字が出てまいりますけれども、それは私どもの方で積み上げをして押さえた数字でないという意味で試算が困難というのを申し上げている次第でございます。したがって、仮に何万円というのをどの程度に置けばいいかという根拠がないものですから、仮の数字をここで申し上げるのは大変失礼でございますので、申し上げてないわけでございますけれども、影響金額が一万五千円から七万五千円に三百二十万人を掛けますと、三百二十億から二千億くらいの間になるといふような意味でございます。それを幾らと見るかというのが、私どもも根拠を持ち合わせていないということを申し上げておきます。

○児玉委員

私たちが私たちに推計したところでは、約三百二十万、一人当たり三万一千二百五十円、そういうことになりまうね。

そこで、子供の権利に関する条約が一九八九年三月八日国連総会で全会一致で採択されました。正訳がまだできていないけれども、私は子供の権利に関する条約といふ。この国連総会で採択された日、各国の多くの子供が総会議場に集まって、オードリー・ヘップバーンが、一九五九年に採択された国連子供の権利宣言を一語一語かみしめるように朗読したそうです。

この条約では、「子どもの最善の利益」「ザベ

ストインタレスト オブ ザ チャイルド」こういう文言がたびたび出てきます。「子どもの最善の利益」この文言を厚生省はどのように受けとめていますか。

○土井政府委員

児童の権利条約におきましては、すべての児童がいろいろな形で福祉面、その他の面におきまして保障されるというふうに考えておりまして、子供の最善の利益というの言葉

どおり受けとめておるところでございます。

○児玉委員 第三条にわざわざ「第三条（子どもの最善の利益）」という場所があります。そこでこう書かれていますね。「締約国は、親、法定保護者またはその他の子どもに法的な責任を負う者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対し、その福祉に必要な保護およびケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる。」こうなっています。そして十八条では「この条約に掲げる権利の保障および促進のために、締約国は、親および法定保護者が子どもの養育責任を遂行する際に適当な援助を与え、」云々、こうなっている。そのほか第二十六条「社会保障への権利」第二十七条「生活水準への権利」、日本政府はこの条約について署名をしております。そして、海部首相は国会の答弁の中で、できるだけ速やかに批准したいと言っています。今回のこの児童手当の改正の中心は、子供の権利に関する条約とこれは内容からして幾ら何でも貧弱ではないかと思うのですが、どうですか。

○土井政府委員

子供の権利に関する条約でございますけれども、児童に対する個々の制度が十八歳未満のすべてを対象としなければならぬというところを定めたものではないかと思っております。各般の児童のための施策がその趣旨、目的に沿って適切に行われることにより、社会保障制度全体としてすべての児童の権利を保障しよう、そのようなものと理解をしております。今回は第一子への支給拡大ということ、あるいは支給金額の改善ということを中心としておりまして、三歳未満に重点化をするというところが、そのような条約上、特に問題になるというふうには考えていない次第でございます。

○児玉委員

大臣にこの点は申し上げたいのですが、今のようなお答えでは子供の権利に関する条約に対する福祉を担当する厚生省の御理解としてはやはり不十分だと私は思います。

児童手当、この点について国際的な水準もこれあり、支給期間は十八歳まで、そのことを明確に

志向しつつ、当面義務教育終了前までとする現行の支給期間を維持すべきだ、そのように私たちは考えます。もし、そのようにしたとしても、先日来いろいろ計算をしてみたのですが、初年度において四十五億円、平年度において五百三十億円でそのことは可能だというふうに推計するのですが、いかがですか。

○下条國務大臣 今の支給期間の問題でございますけれども、今回の改正の検討過程におきましてさまざまな考えがあったことは事実でございますが、すべての児童養育家庭に手当を支給する観点から、支給対象の第一子拡大を優先すべき課題といたして、支給期間につきましては、経済的な支援の必要性が高いと考えられる三歳未満の時期に給付を重点化することが妥当と考えた次第でございます。したがって、御意見のようにこれをさらにもとどおりにするとか、あるいはその他のことを考えるということは、今この中で取り上げるわけにはまいらないわけでございます。

○土井政府委員

金額の問題でございますけれども、私も、義務教育に、学校へ入るまでということでは推計をいたしますと、全体として約四千億所要金額が必要、したがって、今回の改正案が千九百億でございますので、その二倍強というものが必要になるというふうに見込んでおりますが、そのうち国庫負担分としてどのくらいかというの、ちょっと今手元に数字を持ち合わせておりませんので、後で御説明をさせていただきますと思います。

○児玉委員

そのうちで国庫負担分は、初年度において四十五億、そして平年度において五百三十億です。後ほどその点は皆さん確かめていただきたい。

そこで、今回の改正案を見てみますと、八五年六月の前回改正における、支給対象は第三子から第二子までに拡大する、そのことと引きかえに支給期間を義務教育終了時から義務教育就学前に縮小する、この手法が単純に繰り返されてはいませんか。支給範囲は拡大するけれども、期間をぐっ

と縮小していく、この発想の繰り返しというのがどうしても理解できないのですが、どうですか。

○土井政府委員 今回の考え方の基本に、世代間の助け合いというのを非常に重要な要素として考えておりまして、その場合、子供の生まれる順番によって差をつけないというふうなことが非常に重要な観点である。そういう意味で第一子に拡大をいたしたいという考え方で今回いろいろ議論に取り組んでまいりました。ただ、結果としてその手法が先生おっしゃるような姿になっているという側面はあろうかと思っておりますけれども、私ども、全体として制度をどのように構築するかという中で、財源状況も勘案しながら、最も現実可能な、妥当な案という形で、御提案申し上げておるような姿の改正内容を考えておる次第でございます。

○児玉委員

今度の三歳未満というのは、明らかに児童手当としての性格を喪失して、出産促進手当といった方がいいものに変わった、そう考えます。

それで、私が言うような手法だと今厚生省もお話しになったけれども、この手法でいけばもう改善の道はないのですよ、第一子まで行っちゃったのだから。そうすると、これまでのそういう発想を改めて、思い切って国際的な流れを見ながら義務教育終了時まで、そして十八歳を展望する、そういう形で厚生省としては検討を進めるべきだと思ふのですが、その点いかがでしょう。

○土井政府委員

今回、年齢の問題につきましては三歳未満にするという点につきましては、結果として先生がお話しのような見方があるいはできるのかもわかりませんが、むしろ中央児童福祉審議会における専門家のいろいろな御意見の中から、最も必要な時期に重点化するのやむを得ないのではないか、そういう時期に重点化するという一つの考え方に基づいてやっているわけでございます。その点は御理解を賜りたいと存じます。

それから、まことに恐縮でございますが、先は

ど五百三十億円のお話がございましたが、手元にあります私どもの推計で申しますと、義務教育就学前までということにいたしますと、国の負担額の見込みでございますが、八百六十億円程度というふうに見込んでおります。したがって、現行が約三百億円の国庫負担でございますので、これは国家公務員の子供を除いた数字でございますが、その差額約五百数十億円というオーダーの数字かと存じます。

○児玉委員 そのことを私はさっきから言っているのです。そして、これは、その点の決意というのは、下条厚生大臣、今やろうとしているものに対してあと五百何百がしか積み増ししているのですから、これに対して反対する国民というのはいないと思えます。この面を改めて私は、厚生省のこの支給期間の縮小ということについては再検討を求めたいということ強く主張しまして、質問を終わります。

○浜田委員 柳田裕君。

○柳田委員 今回、児童手当法の改正ということで、第一子さらには増額ということでも私も評価したいと思っております。ただ、期間を三歳未満に区切ったということは、大分不満が残ったわけであります。先ほど各党に対する答弁の中で、給付及び費用負担のあり方を含め全般的に検討しますという御答弁でありました。時期については定かではないようではありますけれども、先ほどの答弁、実際に実行できるように強くお願いをしたいと思っております。

用意してきた質問はほとんど出尽くしたわけでありますけれども、若干まだほかの方を聞かしていただきたいと思います。

今回、厚生省といたしまして、この児童手当と同時に保育の問題についても手を差し伸べていらっしゃるかと思うのですが、それについて御説明をお願いします。

○土井政府委員 児童手当の改正内容と並行いたしました、児童手当制度における福祉施設事業というものがございまして、その中で新しい保育

サービスを新年度の事業として新規に実施をいたしたいと思っております。

その一つは、夜十時まで一般保育所が子供たちをお預かりするという、夜十時までの特別の新しい保育というのの一つでございます。

もう一つは、社会福祉法人が企業から受託して、深夜でありますとか休日における保育サービスを実施しよう、そういう場合に、その社会福祉法人に対して一定の補助金を出したい、そういうような二つのタイプの新しい保育サービスを新年度の予算におきまして実施をしたいと考えておる次第でございます。

○柳田委員 夜間保育、今の多様化した職業形態を見ますと適切な処置だとは思いますが、逆に、これで女性の労働時間、夜までやってもいいと、労働時間が大分長くなるというふうな面に使われてもらうては逆効果かなと思うところもあるのですけれども、普通に考えていけば非常にいい処置だとは思っております。

この保育について若干質問したいのですけれども、まず、保育士のマンパワーといいますが数なんですね、昼間保育士を従来どおりやる、そして夜も延長するということになれば大分数が必要になるかと思うのですが、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○土井政府委員 新しい長時間保育サービスのための保育士の配置でございますけれども、私どももいたしましては、二人の保育士をそのために配置をしたい。そのうちの一人は常勤の保育士、一人は賃金職員における非常勤の保育士、一保育所二人の保育士、そのほか夜の食事を出すものから、そのための人件費一人というふうなものも考えております。

なお、保育士全体につきましては、最近人材確保難というふうな状況がございますが、常勤の保育士につきましては、一般の保育士と同じような給与内容というものを前提に考えておりますので、専任の保育士という観点から何とか確保に努めてまいりたいというふうに

思っている次第でございます。

○柳田委員 今給与の問題が出たわけですが、看護婦さんよりも安いというふうな声を聞いたことがあるのですが、給与水準というものはどれくらいな感じか今のところでしょうか。

○土井政府委員 ちょっと手元に数字を持っておりませんので恐縮でございますが、短大を卒業して保育士の資格を持っている方、その勤続年数がたしか七年度程度の勤続年数ということで、国家公務員の給与表を当てはめて格付をいたしているところでございます。

○柳田委員 ことしのこの長時間保育サービス事業に対する予算は幾らでしたでしょうか。

○土井政府委員 二百カ所分を予定しておりますので、四億五千万円というのを予算額を計上しております。

○柳田委員 全国で二百カ所ということになるわけですが、これでも、この分、全国で二百カ所、都道府県で割ればどうなるのかと考えていきますと、まだまだこれから充実していかなければならないなという気がするわけでありまして、予算が四億五百万円、これを考えていきますと、これから充実をしていくとしますと、この額だけでは到底難しいだろうというふうに考えますと、この予算の面に関しても、数に關しても、これからどんどんふやしていくという感じであるのでしょうか。

○土井政府委員 新しい保育サービスの実施箇所数につきましては、ことしの秋から初めて実施をいたしますけれども、関係者の御要望等十分実情を掌握しながら今後必要な予算措置については努力をしてまいりたいと考えてございまして、将来増額が必要ということに相なりますれば、そのような金額を私どもとしてはぜひ確保して実施をしてまいりたいと思っております。

○柳田委員 今度は企業内保育所のことなんですけれども、それだけ女性といいますがお母さんの数が集まっていればそういう企業内の保育所もできるかと思うのですけれども、逆に従業員の数が少ないところ、中小零細企業、この辺まで及ぶの

かな、どうかという懸念があるのですが、いかがでしょうか。

○土井政府委員 企業内保育でございますけれども、病院等のような特別の措置がなされているような事業所もございまして、私ども一般の企業で女性の職員が多いところというところにあります。と、例えばデパートでありますとかスーパーでありますとか、そういうところで今回の新しい仕組みにつきましてかなり会社側も関心を持っておりまして、どういう中身なんだというふうなことを私どもの方にも照会等がございまして、今後、よく関係者の御要望等をお伺いしながら、どういう程度が実態的に必要であるかということも掌握しながら、この点につきましてはいろいろの問題点の御指摘もいただいておりますので、無理のない形で事業のスタートに臨んでまいりたいと思っております。

○柳田委員 中小零細企業、いろいろなところも利用できるように今後努力をしていただきたいと思います。

先ほどありましたけれども、一・五七ショックというお話がありました。これも一つの話題ではあるかと思うのですが、今後やはり子供を健やかに育てる環境づくりというののも重要視されるべきであろう、そういうことで、内閣で十四の省庁から成る連絡会議をつくって、いろいろな面において総合的に真剣に取り組んでおりますというお話がありました。

こういうふうな子供を健やかに育てるいい環境づくりということを考えますと、中心は厚生省であるというふうな気がするわけであります。中心という、すべてが厚生省に關係するということ意味ではなくて、中心的に音頭をとって皆さんいろいろ御協力をお願いしますという、そういう意味の中心なんです。この連絡会議においていろいろと問題点は提起されている、住宅問題もあるでしょうし、女性の労働環境もあるというふうなお話であります。この辺について厚生省として各省庁に対して強力なお願いをしていってもらえな

いかな、言葉をかえすと、リーダーシップをとってやっていただけないものかなという気がして、おるのですけれども、いかがでしょうか。

○下条国務大臣 この問題は、今委員御指摘のように、全般的な政策を総合的に行って初めて環境づくりができるわけでありまして、厚生省のみで目的を達成するわけにまいりませんし、また、今回の児童手当の改正問題は一つであるという位置づけで御理解をいただきたいと思ひます。

都市化の進展、女性の社会進出の増大、出生率の低下などの子供を取り巻く環境の変化の中で児童福祉の向上を図っていくためには、まず第一に子育てに対する経済的な支援、また次に、保育サービスの充実、今御指摘の点でございます。それからさらには、遊び場の確保等健全育成対策の推進などの厚生省施策の推進と同時に、ゆとりある教育の確保や住環境の整備、家族がともに暮らす生活時間の確保など幅広い分野での取り組みが必要であると認識しております。このため、委員御指摘の、内閣においても関係十四省庁から成る健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議を設けまして、総合的な観点から検討を行い、去る一月二十三日に検討結果の取りまとめを行ったところであります。今後は、この取りまとめの内容を踏まえまして、児童対策に総合的な観点から一層努力するとともに、児童福祉の向上を図る立場から、教育行政あるいはまた住宅行政等に対しましても当省から積極的な取り組みをお願いしてまいりたいと思っております。

○柳田委員 今、参議院の方で育児休業法も審議をされております。これもその一環だと思ひわけでありまして、きょうはそれについては深く追及するつもりはないわけですが、厚生省の方からも、健やかに生み育てる環境という点から、もう少し強く要求をしていただきたいというのが私の感じであります。中身についてはそれ以上申し上げませんけれども、そういう気がいたしておりますので、児童手当の今後の充実というものも含めまして、育児休業法制定、中身、この辺も厚生

生省の方から強力にお願いをしていただければなということがございます。

時間は十分残っているのですけれども、これで終わりたいと思ひますが、先ほども申しましたように、児童手当の改正はこれで終わったのではなくて、これを最初として、出発段階として、今後さらに充実をしていただくことを強くお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○浜田委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○浜田委員長 この際、本案に対し、野呂昭彦君外四名提出の修正案及び児玉健次君提出の修正案が、それぞれ提出されております。遠藤和良君。提出者より順次趣旨の説明を求めます。遠藤和良君。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○遠藤(和)委員 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、護国共、公明党、国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担のあり方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○浜田委員長 児玉健次君。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案
正案
〔本号末尾に掲載〕

○児玉委員 私は、ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党を代表して、その趣旨を説明いたします。

本改正案は、現行児童手当の支給期間が義務教育就学前までとなっているのを、三歳未満へと短縮しようとしております。これは現行制度からの大幅な後退です。さらに、多くの国で児童手当を義務教育終了時まで支給しているという国際的趨勢からも、大きくかけ離れたものであると言わなければなりません。

したがって、修正の第一は、とりあえず手当の支給期間を三歳未満から義務教育就学前に延長することとしております。

第二は、手当額の完全自動物価スライド制の導入であります。総務庁が実施する年平均の全国消費者物価指数が前年の物価指数を超え、または下るに至った場合においては、その上昇し、または低下した比率を基準として、政令により、その翌年の四月以降の手当の額を改定することとしたします。

第三は、老齢福祉年金の本人の所得制限限度額を勘案して定めることとしている所得制限にかかわる特例を、当分の間、継続することとしたしております。政府は、この厳し過ぎる所得制限さえ削除しようとしておりますが、このねらいは、第一子から手当を支給すると若い夫婦が多くなり所得が低くなるので所得制限を厳しくして受給者数を少なくしたいところにあるとあります。老齢福祉年金横並びの所得制限の特例は、所得制限の下支えの役割を果たしており、これをなくし、政府が自由に所得制限強化ができるようにすべきではありません。

また、支給対象の拡大及び支給期間の延長は、平成四年一月一日から施行することとしたしております。

ります。

なお、本修正によって必要となる経費は、初年度において約四十五億円、平年度においては約五百三十億円の見込みであります。

以上が本修正案の内容であります。何とぞ委員各位が御賛同くださるようお願い申し上げます。

○浜田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

この際、児玉健次君提出の修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。下条厚生大臣。

○下条国務大臣 児童手当法の一部を改正する法律案に対する日本共産党の御提案による修正案については、政府としては反対であります。

○浜田委員長 この際、日本共産党から討論の申し出がありますが、理事会の協議により、御遠慮願うことにいたしましたので、そのように御了承願ひ、直ちに採決に入ります。

まず、児玉健次君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、野呂昭彦君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浜田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

お諮りいたします。
ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浜田委員長 内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、救急救命士法案及び内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。下条厚生大臣。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

救急救命士法案

老人保健法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○下条國務大臣 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ、各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。が、今回、年金等の支給額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大することとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。これは、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるものであります。

第二は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。これは、昭和五十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者に対して、その特別な労苦に報いるため、特別給付金として額面十五万円、五年償還の国債を支給するものであります。また、昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に、夫たる戦傷病者等が平病死亡した場合、その妻に特別給付金として額面五万円、五年償還の国債を支給することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、救急救命士法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

救急救命士は、高度の救急救命処置を行って、病院または診療所に搬送されるまでの間の傷病者に対する救急救命処置については、必ずしも十分でなく、その確保が重要な課題となつてきております。

そのためには、医師が救急自動車等に同乗して必要な処置を行って、いく体制を確保するとともに、医師の指示のもとに、搬送途上において必要な高い救急救命処置を行うことができる新たな資格制度を設けることが必要であります。

このような現状にかんがみ、新たに救急救命士の資格を創設し、この制度を活用することにより消防機関の救急業務等の向上を図り、もって搬送途上の医療の充実を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において、救急救命士とは、

は、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示のもとに、救急救命処置を行うことを業とする者をいうこととしております。

第二に、救急救命士になるためには、救急救命士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしております。

第三に、救急救命士国家試験につきましても、厚生大臣が行うこととするとしております。

また、国家試験を受験することができる者として、高校卒業後、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者並びに一定の実務経験を有する救急救命士であつて所定の期間救急救命士として必要な知識及び技能を修得した者等を定めることとしております。

第四に、救急救命士の登録に関する事務及び国家試験の実施に関する事務につきましても、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第五に、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、高度の救急救命処置を行つてはならないこととし、また、救急救命士は、原則として救急用自動車等以外の場所においてその業務を行つてはならないこととしております。

第六に、救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携に努めなければならないこととするともに、救急救命士以外の者は、救急救命士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、老人保健法等の一部を改正する法律案につきましても、その提案の理由及び内容の概要を御

説明申し上げます。

本格的な高齢社会に向けて、国民が健やかで安心して老後の生活を送ることができるよう、お年寄りの保健、医療、福祉全般にわたる施策の充実を図っていくことが重要な課題となっております。

このため、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定し、その推進を図っているところでありますが、老人保健の分野においても介護に関する総合的な体制づくりを行うとともに、老人人口の増加に伴い老人医療費の増大が見込まれる中で、国や地方も、お年寄り自身も、制度を支える現役世代もその費用の負担を適切に分ちあひ、制度の長期的安定を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、老人訪問看護制度の創設であります。心身の機能の低下した状態にある在宅のお年寄りに対する総合的なケアの体制を整備するため、在宅のお年寄りが都道府県知事の指定する老人訪問看護事業を行う者から看護サービスを受けたときには、老人訪問看護療養費を支給する制度を導入することとしております。

第二は、国及び地方公共団体の負担割合の拡大であります。現在、国及び地方公共団体は、老人医療に要する費用の三割を負担しておりますが、今後の老人問題の中心的課題である介護の重要性にかんがみ、介護に着手して公費負担を拡充することとし、老人保健施設の療養費及び特例許可老人病院のうち政令で定める看護、介護体制の整った病院に係る入院医療費について、その割合を五割に引き上げることとしております。

第三は、一部負担の見直しであります。現在、一部負担の額は、外来の場合一月八百円、入院の場合一日四百円となっておりますが、老人と若人のバランスや、他施設や在宅のお年寄りとのバランス、前回改定以来四年以上経過していること、高齢者の生活実態等を勘案し、定額負担制を維持し

つづ必要な受診を抑制しない範囲でこれを改めることとし、外来については一月千円に、入院については一日八百円に改定することとしております。また、将来にわたり、老人医療費に占める一部負担の水準を維持して、老人と若人との間の負担の公平が確保されるよう、外来、入院それぞれ、一件当たり外来医療費及び一日当たり入院医療費の変動に応じて一部負担の額が改定される仕組みを法定することとしております。

さらに、初老期痴呆により痴呆の状態にある方も老人保健施設を利用できることとし、この場合の療養費の支給に関する規定を整備するため、健康保険法等の改正を行うこととしております。

以上のほか、老人の心身の特性に応じた医療サービスの提供が行われるよう、看護の方法や介護用具の研究開発に努めること、また、医療の質の評価方法の研究に努めること、医療に要する費用の額の算定のあり方についての検討等を行うこと、病院における付添看護に関する施策の推進に努めること等についての規定を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、本年七月一日からとしておりますが、老人訪問看護制度に関する事項、老人保健施設の利用者の拡大に関する事項等は平成四年一月一日から、その他の事項は公布の日からとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○浜田委員長 以上で各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明十二日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十九分散会

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案（野田昭一郎外四名提出）
児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

が平成三年（この項の規定による児童手当の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該児童手当の額を改定する。

（検討）
第八条 児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

第九条の見出し中「改定」を「改定時期」に改める。
附則第四条及び第五条の改正規定を次のように改める。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案（児玉健次郎提出）
修正案
児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第五条中「昭和六十一年六月から昭和六十六年五月までの月分の児童手当に係る」を「当分の間、」に改め、「昭和六十年から昭和六十四年までの各年の」を削る。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする改正規定を削る。
第四条第一項第一号に次のように加える改正規定中イ及びロを次のように改める。

附則第一条ただし書中「附則第七条」を「附則第五条に、」に改め、「附則第四条（第三項を除く。）及び第六条（附則第三条及び附則第四項を除く。）を「附則第三条（第三項を除く。）及び附則第四条（次条及び附則第三条第三項）に改める。

第六条第一項の改正規定のうち同項第一号中「三歳に満たない」を「義務教育就学前の」に改め、同項第二号中「三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童）については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。」を「義務教育就学前の児童でない児童に、」に改め、「三歳に満たない」を「義務教育就学前の」に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。
附則第四条の前の見出しを削り、同条第一項中「新法第七条第一項を「改正後の児童手当法（以下「新法」という。第七條第一項」に改め、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「認定の請求等に関する経過措置」を付する。

第六條の次に次の一条を加える。
（児童手当の額の自動改定）
第六條の二 前条第一項に規定する児童手当の額については、総務庁において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）

附則第六條中「附則第三条及び附則第四条を「前二条に、」に改め、「附則第四条第一項中「新法第七条第一項」とあるのは「新法附則第六條第二項」を「前条第一項中「第七條第一項」とあるのは「附則第六條第二項」に改め、同条を附則第四条とし、附則第七條を附則第五条とする。

本修正の結果必要とする経費は、初年度において約四十五億円、平年度において約五百三十億円の見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）
第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に三、五、六、八、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、〇二四、〇〇〇円
第二項症	四、一八六、〇〇〇円
第三項症	三、四四九、〇〇〇円
第四項症	二、七二八、〇〇〇円
第五項症	二、二〇八、〇〇〇円
第六項症	一、七八四、〇〇〇円
第一款症	一、六二七、〇〇〇円
第二款症	一、四七九、〇〇〇円
第三款症	一、一八七、〇〇〇円
第四款症	九五五、〇〇〇円
第五款症	八四五、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	五、三四五、〇〇〇円
第二款症	四、四三四、〇〇〇円
第三款症	三、八〇四、〇〇〇円
第四款症	三、一二五、〇〇〇円
第五款症	二、五〇六、〇〇〇円

第八条の二第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に二、六八一、一〇〇円以内の額を加えた額
第一款症	三、八三〇、二〇〇円
第二款症	三、一九四、七〇〇円
第三款症	二、六四〇、三〇〇円
第四款症	二、〇九二、八〇〇円
第五款症	一、七〇二、〇〇〇円
第六款症	一、三七九、一〇〇円
第一款症	一、二五三、八〇〇円
第二款症	一、一四一、二〇〇円
第三款症	九一七、五〇〇円
第四款症	七四一、三〇〇円
第五款症	六五二、二〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金 額
第一款症	四、〇七四、二〇〇円
第二款症	三、三八〇、五〇〇円
第三款症	二、八九九、二〇〇円
第四款症	二、三八二、〇〇〇円

第五款症 一、九一一、二〇〇円

第二十六条第一項中「百六十四万五千四百円」を「百七十万七千七百円」に改める。

第二十七条第一項中「百六十四万五千四百円」を「百七十万七千七百円」に改め、同条第三項の表中「三九七、九〇〇円」を「四一四、三〇〇円」に、「二四、五〇〇円」を「二七、八〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改める。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に改め、昭和五十八年三月三十一日を「平成三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「昭和五十八年四月一日」を「平成三年四月一日」に改め、同項第二号中「昭和五十八年四月一日以後昭和六十一年十月一日前」を「平成三年四月一日以後同年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「昭和六十一年十月一日」を「平成三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則

附則第二項中「昭和六十一年十月一日」を「平成三年十月一日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次条から附則第四条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第二条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」と

いう。)の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五十三号。以下「法律第五十三号」という。)附則第三条第一項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

(特別給付金の支給の特例)

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。)附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二十九号。以下「法律第二十九号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者及び法律第五十三号附則第四条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に死亡した法律第二十二号

による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この

項及び次項において同じ。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項又は第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であった者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日(その日が平成三年十月一日前であるときは、同日とする。以下「支給日」という。)において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づき年金たる給付が公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した場合を除く。)の当該給付に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第二号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一 支給日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)第三条第二項各号に掲げる給付(当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。)を受ける権利を有する者

二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後支給日前に婚姻(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び

兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 昭和五十八年四月一日から昭和六十一年九月三十日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金及び法律第五十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつた者であつて、平成三年十月一日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。

4 第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項第一号及び第三号中「支給日」とあるのは、「平成三年十月一日」と読み替へるものとする。

5 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第一款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円)」とあるのは、「十五万円」と、新法附則第二項中「平成三年十月一日」とあるのは、「戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)附則第四条第一項の規定により第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した日の属する年の十月一日(その日が平成三年十月一日前であるときは、同日)」とし、第三項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円(戦傷病者等恩給法別表第一号表ノ三の第一款証から第五款証までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円)」とあるのは、「十五万円」とする。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

救急救命士法案

救急救命士法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第二十九条)
- 第三章 試験(第三十条―第四十二条)
- 第四章 業務等(第四十三条―第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条―第五十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、救急救命士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であつて、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 救急救命士になろうとする者は、救急救命士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(第三十四条第五号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)
第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
一 罰金以上の刑に処せられた者
二 前号に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に該当する者を除くほか、救急救命士の業務に著しく不良である者
三 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中
毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(救急救命士名簿)
第六条 厚生省に救急救命士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。
(登録及び免許証の交付)
第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、救急救命士名簿に登録することによって行う。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、救急救命士免許証を交付する。
(救急救命士名簿の訂正)
第八条 救急救命士は、救急救命士名簿に登録された免許に關する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)
第九条 救急救命士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 救急救命士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて救急救命士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七条の規定を準用する。

4 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方(その処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。)

(登録の消除)
第十条 厚生大臣は、免許がその効力を失つたときは、救急救命士名簿に登録されたその免許に關する事項を消除しなければならない。
(免許証の再交付手数料)
第十一条 救急救命士免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。
(指定登録機関の指定)
第十二条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、救急救命士名簿の登録の実施に關する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に關する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

第一類第七号 社会労働委員会議案第八号 平成三年四月十一日

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定登録機関の役員の選任及び解任）
第十三条 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む）若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができ

（事業計画の認可等）
第十四条 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするとき

も、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない（登録事務規程）

第十五条 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。（規定の適用等）

第十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第六条、第七條第二項（第九條第三項において準用する場合を含む）、第八條、第十條及び第十一條の規定の適用については、第六條中「厚生省」とあるのは「指定登録機関」と、第七條第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、救急救命士免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に救急救命士免許証明書」と、第八條及び第十條中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機関」と、第十一條中「救急救命士免許証」とあるのは「救急救命士免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、救急救命士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は救急救命士免許証明書の書換え交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四條及び前項の規定により指定登録機関に納め

られた手数料は、指定登録機関の収入とする。（秘密保持義務等）

第十七條 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。（帳簿の備付け等）

第十八條 指定登録機関は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。（監督命令）

第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができ

（報告）
第二十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。（立入検査）

第二十一條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（登録事務の休廃止）

第二十二條 指定登録機関は、厚生大臣の許可を

受けなければならない。登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（指定の取消し等）
第二十三條 厚生大臣は、指定登録機関が第十二條第四項各号（第三号を除く）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二條第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三條第二項、第十五條第三項又は第十九條の規定による命令に違反したとき。

三 第十四條又は前条の規定に違反したとき。

四 第十五條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。（指定等の条件）

第二十四條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。（聴聞）

第二十五條 厚生大臣は、第二十三條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）
第二十六條 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十

七

年法律第六十号)による審査請求をすること
ができる。

(厚生大臣による登録事務の実施等)

第二十七條 厚生大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定登録機関が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十八條 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二條第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二條の規定による許可をしたとき。

三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(厚生省令への委任)

第二十九條 この章に規定するもののほか、免許の申請、救急救命士名簿の登録、訂正及び消除、救急救命士免許証又は救急救命士免許証明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十七條第二項の規定により厚生大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎその他免許及び指定登録機関に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験

第三十條 試験は、救急救命士として必要な知識

及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十一條 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(救急救命士試験委員)

第三十二條 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に救急救命士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第三十三條 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第三十四條 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの。

二 学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの。

三 学校教育法に基づき大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者。

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第二十九條に規定する救急業務(以下この号において「救急業務」という。)に関する講

習で厚生省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生省令で定める期間以上救急業務に従事した者(学校教育法第五十六條の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した救急救命士養成所において、一年(当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生省令で定めるものにあつては、六月)以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの。

五 外国の救急救命処置に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で救急救命士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの。

(試験の無効等)

第三十五條 厚生大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係る者の試験を無効とする。又はその試験を無効とすることができ、又はその試験を無効とする。又はその試験を無効とすることができ、又はその試験を無効とする。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができないものとする。ことができる。

(受験手数料)

第三十六條 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十七條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

(指定試験機関の救急救命士試験委員)

第三十八條 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を救急救命士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第四十一條において読み替えて準用する第十三條第二項及び第十七條において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三十九條 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第四十條 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に係る者の試験を無効とする。又はその試験を無効とすることができ、又はその試験を無効とする。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十五條及び第三十六條第一項の規定の適用については、第三十五條第一項中「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第四十條第一項」と、第三十六條第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十六條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第四十一條 第十二條第三項及び第四項、第十三條から第十五條まで並びに第十七條から第二十條までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登

録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、「前項」とあるのは「第三十七條第二項」と、同条第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十七條第二項」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、第十四条第一項中「第十二條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と、第十七條中「役員」とあるのは「役員（試験委員を含む）」と、第二十三條第一項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十八條」と、第二十四條第一項及び第二十八條第一号中「第十二條第一項」とあるのは「第三十七條第一項」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

(試験の細目等)

第四十二條 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第三十四條第一号、第二号及び第四号の規定による学校又は救急救命士養成所の指定に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

(業務)

第四十三條 救急救命士は、保健補助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第九條第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(特定行為等の制限)

第四十四條 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

2 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷

病者を搬送するためのものであって厚生省令で定めるもの（以下この項及び第五十三條第三号において「救急用自動車等」という。）以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

(他の医療関係者との連携)

第四十五條 救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない。

(救急救命処置録)

第四十六條 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、遅滞なく厚生省令で定める事項を救急救命処置録に記載しなければならない。

2 前項の救急救命処置録であつて、厚生省令で定める機関に勤務する救急救命士のした救急救命処置に関するもの（その他の救急救命処置に関するものはその救急救命士において、その記載の日から五年間、これを保存しなければならない。）

(秘密を守る義務)

第四十七條 救急救命士は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。救急救命士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第四十八條 救急救命士でない者は、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十九條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることがで

第五章 罰則

第五十條 第十七條第一項（第四十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、登録事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十一條 第二十三條第二項（第四十一條において準用する場合を含む。）の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三十三條又は第三十九條の規定に違反して、不正の採点をした者
二 第四十七條の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者

2 前項第二号の罪は、告訴を待って論ずる。
第五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第九條第二項の規定により救急救命士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、救急救命士の名称を使用したもの

二 第四十四條第一項の規定に違反して、同項の規定に基づく厚生省令の規定で定める救急救命処置を行った者
五 第四十四條第二項の規定に違反して、救急用自動車等以外の場所で業務を行った者

四 第四十六條第一項の規定に違反して、救急救命処置録に記載せず、又は救急救命処置録に虚偽の記載をした者
五 第四十六條第二項の規定に違反して、救急救命処置録を保存しなかった者

六 第四十六條の規定に違反して、救急救命士又はこれに紛らわしい名称を使用した者
第五十四條 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八條（第四十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
二 第二十條（第四十一條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 第二十一條第一項（第四十一條において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
四 第二十二條（第四十一條において準用する場合を含む。）の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)
第二条 この法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に救急救命士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者で、厚生大臣が第三十四條各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したものは、同条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

第三条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生省令で定めるところによりこれと同等以上の学力がある者（以下「認定者」という。）は、第三十四條第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六條の

規定により大学に入学することができる者とも
なす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に救急救命士又は
これに紛らわしい名称を使用している者につい
ては、第四十八条の規定は、この法律の施行後
六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中六の四を六の五とし、

六の三を六の四とし、六の二の次に次のように
加える。

六の三 救急救命士法(平成三年

法律第 号)による救急救

命士名簿にする登録

イ 救急救命士法第七條第一項 登録一件に

(登録)の救急救命士の登録 件数つき

九千円

登録一件に

件数つき

千円

登録事項の変更の登録

(厚生省設置法の一部改正)

第六條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五

十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第三十一号の三の次に次の二号を加え

る。

三十一の四 救急救命士の養成所を指定し、

救急救命士の試験を行い、並びに救急救命

士の免許及び登録を行い、並びに免許を取

り消し、及び名称の使用の停止を命ずるこ

と。

三十一の五 救急救命士法(平成三年法律第

号)の規定に基づき、指定登録機関

及び指定試験機関を指定し、並びにこれら

に対し、認可その他監督を行うこと。

病院又は診療所に搬送されるまでの間における
重度傷病者に対する適切な救急救命処置の確保を
図るため、新たに救急救命士の資格を定めるとと
もに、その業務が適正に運用されるように規律す
る必要がある。これが、この法律案を提出する理
由である。

老人保健法等の一部を改正する法律案

老人保健法等の一部を改正する法律

(老人保健法の一部改正)

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 保健事業」を「第三章 保健

事業等」に、「第四節 老人保健施設療養費の支

給(第四十六條の二、第四十六條の五)」を「第

四節 老人保健施設療養費の支給(第四十六條

五節 老人訪問看護療養費の支給(第四十六條

六節 研究開発の推進(第四十六條の五の四)

の二、第四十六條の五)」に、「第三章

の二 老人保健施設(第四十六條の六、第四十

六條の十七)」を「第三章の二 老人保健施設及

び指定老人訪問看護事業者(第四十六條の十七)

事業等(第四十六條の十七の二、第四十六條の

十七の十)」に改める。

第二条第二項中「又は地域」を「若しくは地域

又は家庭」に改める。

第六条に次の一項を加える。

5 この法律において「老人訪問看護事業」と

は、疾病、負傷等により、寝たきりの状態に

ある老人又はこれに準ずる状態にある老人

(主治の医師がその治療の必要の程度につき

厚生省令で定める基準に適合していると認め

たものに限る。)に対し、その者の家庭におい

て看護婦その他厚生省令で定める者が行う療

養上の世話又は必要な診療の補助(第二十五
条第三項に規定する保険医療機関等、第三十
一条の二第一項に規定する特定承認保険医療
機関等又は老人保健施設により行われるもの
を除く。以下「老人訪問看護」という)を行う
事業をいう。

第七条第二項中「応じ、」の下に「この法律の

規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保

健施設に関する事項その他の」を加え、「及び第

四十六條の八第六項」を、「第四十六條の五の二

第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條

の十七の五第四項」に改める。

「第三章 保健事業」を「第三章 保健事業等」

に改める。

第十二条第五号中「次条、第十七條、第二十

五条から第三十二條まで及び第四十二條第三項

を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号の二

中「第十七條の二、第三十一條の二及び第三十

二條を除き、以下同じ。」を削り、同条第五号

の三の次に次の一号を加える。

五の四 老人訪問看護療養費の支給

第十七條の三の次に次の一号を加える。

(老人訪問看護療養費の支給)

第十七條の四 老人訪問看護療養費の支給は、

第四十六條の五の二第一項の規定により支給

する給付とする。

第二十條中「対し、医療」の下に「(医療費の支

給を含む。)」を加え、「及び老人保健施設療養費

の支給を(医療費の支給を含む。)、老人保健

施設療養費の支給及び老人訪問看護療養費の支

給に改め、「この節において」を削る。

第二十八條第一項第一号中「八百円」を「千円

(次条第一項の規定により当該一部負担金の額

が改定されたときは、直近の同項の規定による

改定後の当該一部負担金の額とする。)」に改め、

同項第二号中「四百円」を「八百円(次条第二項の

「三百円」の下に「(次条第三項において準用する
同条第二項の規定により当該一部負担金の額が
改定されたときは、直近の同項の規定による改
定後の当該一部負担金の額とする。)」を加え、
「同項を第一項」に改める。

第二十八條の次に次の一条を加える。

(一部負担金の額の改定)

第二十八條の二 前条第一項第一号の一部負担

金については、千円(この項の規定により当該

一部負担金の額が改定されたときは、直近

のこの項の規定による改定後の当該一部負担

金の額(当該額がこの項ただし書の規定によ

りその端数を切り捨てられた後の額である場

合にあつては、当該額に当該端数を加えた

額)とする。に、当該年度の前年度の一件平

均外来医療費額(すべての保険者に係る七十

歳以上の加入者等が一年の年度において同一

月に一の保険医療機関等(薬局を除く。))に

ついて受けた第十七條第一号から第三号まで

に掲げる給付(当該給付に伴う同条第七号に

掲げる給付を含む。同条第四号に掲げる給付

に伴うものを除く。その他これに準ずる給付

として政令で定めるものに要した費用の額の

平均額として厚生省令で定めるところにより

算定される額をいう。以下この項において同

じ。)を平成元年度(この項の規定により当該

一部負担金の額が改定されたときは、直近の

当該改定が行われた年度の前々年度)の一件

平均外来医療費額で除して得た率を乗じて得

た額(以下この項において「外来一部負担金改

定率」という。が、千円(この項の規定によ

り当該一部負担金の額が改定されたとき

は、直近のこの項の規定による改定後の当該

一部負担金の額とする。を十円以上超え、又

は十円以下に至つた場合においては、そ

の翌年度の四月以後、当該一部負担金の額を

外来一部負担金改定率に改定する。ただし、

当該外来一部負担金改定率に十円未

満の端数があるときは、これを切り捨てるも

のとする。

- 2 前条第一項第二号の一部負担金については、八百円（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近のこの項の規定による改定後の当該一部負担金の額（当該額がこの項ただし書の規定によりその端数を切り捨てられた後の額である場合にあつては、当該額に当該端数を加えた額）とする。）に、当該年度の前年度の一日平均入院医療費額（すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等が一年度において一日に一の保険医療機関等（薬局を除く。）について受けた第四十七号第四号に掲げる給付（当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。第四十八号第一項において同じ。）その他これに準ずる給付として政令で定めるものに要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この項において同じ。）を平成元年度（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近の当該改定が行われた年度の前々年度）の一日平均入院医療費額で除して得た率を乗じて得た額（以下この項において「入院一部負担金改定率」という。）が、八百円（この項の規定により当該一部負担金の額が改定されたときは、直近のこの項の規定による改定後の当該一部負担金の額とする。）を十円以上超え、又は十円以上下るに至つた場合においては、その翌年度の四月以後、当該一部負担金の額を入院一部負担金改定率に改定する。ただし、当該入院一部負担金改定率に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について準用する。この場合において、前項中「八百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。
- 4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定に

よる改定後の当該一部負担金の額を公示しなければならぬ。

第三十三条中「医療」及び「特定療養費の支給」の下に「医療費の支給を含む。」を加える。

第三十四条中「医療又は特定療養費の支給」を「医療（医療費の支給を含む。第四十二条第三項を除き、以下この款において同じ。）又は特定療養費の支給（医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。）に改める。

第三章第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給

（老人訪問看護療養費の支給）
第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者（以下「指定老人訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る老人訪問看護事業を行う事業所に

より行われる老人訪問看護（以下「指定老人訪問看護」という。）を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費を支給する。

2 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪問看護費用額（指定老人訪問看護に要する平均的な費用の額をいう。）を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八号第一項第一号の一部負担金の額その他の事情を勘案して厚生大臣が定める額を控除した額とする。

3 厚生大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指

定老人訪問看護に要した費用について、老人訪問看護療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

7 市町村長は、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護療養費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

8 前各項に規定するもののほか、指定老人訪問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

（準用）
第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六條の二第二項、第三項及び第十項並びに第四十六條の四の規定は、老人訪問看護療養費の支給について、第四十六條の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的説替

えは、政令で定める。

第六節 研究開発の推進
第四十六條の五の四 国は、保健事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、老人の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

「第三章の二 老人保健施設」を「第三章の二

老人保健施設及び指定老人訪問看護事業者」に改める。

第三章の二中第四十六條の六の前に次の節名を付する。

第一節 老人保健施設

第四十六條の九第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六條の十七第二項中「第三章」を「第四章」に改め、同条第三項第一節から第三項までを「第三章」の二中第四十六條の十七の次に次の一節を加える。

第二節 指定老人訪問看護事業者

（指定老人訪問看護事業者の指定）
第四十六條の十七の二 第四十六條の五の二第一項の指定は、老人訪問看護事業を行う者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに、

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六條の五の二第一項の指定をしない。

一 申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の看護婦その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十六條の十七の五第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十六條の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

（指定老人訪問看護事業者の責務）
第四十六條の十七の三 指定老人訪問看護事業者は、第四十六條の十七の五第二項に規定す

る指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはならない。

(厚生大臣又は都道府県知事の指導)

第四十六條の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関し、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

(事業の基準)

第四十六條の十七の五 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く)を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

5 第三十條第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(変更の届出等)

第四十六條の十七の六 指定老人訪問看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在

地その他厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定老人訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六條の十七の七 厚生大臣又は都道府県知事は、老人訪問看護療養費の支給に関し必要なものと認めるときは、指定老人訪問看護事業者又は指定老人訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定老人訪問看護事業者等」という)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定老人訪問看護事業者若しくは当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者(指定老人訪問看護事業者であつた者等を含む)に対し出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十一條第二項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の取消し)
第四十六條の十七の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六條の五の二第一項の指定を取り消すことができる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六條の十七の五第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

二 指定老人訪問看護事業者が、第四十六條

の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定老人訪問看護の事業の運営をすることができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に関し不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前条第一項の規定により出頭を求められてこれに答せず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六條の五の二第一項の指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第四十六條の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(公示)
第四十六條の十七の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六條の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六條の十七の六の規定による届出

(同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く)があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六條の五の二第一項の指定を取り消したとき。

(他の保健事業との関係)
第四十六條の十七の十 指定老人訪問看護は、第三章第一節から第三節までに規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七條中「医療、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給(以下「医療等」という)を「医療等」に、並びに「を」及び「に」を改める。

第四十八條第一項中「医療等」の下に「(医療(老人医療受給対象者が医療法第二十一條第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」という)について受ける第七十七條第四号に掲げる給付に限る)、特定療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る)及び老人保健施設療養費の支給(以下「老人保健施設療養費等」という)を除く)を加え、並びに「を」を「老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びに」に、及び第四十六條の二第九項を、第四十六條の二第九項及び第四十六條の五の二第七項に改め、第四十六條の二第十項の下に「(第四十六條の五の三において準用する場合を含む)」を加える。

第四十九條中「医療等」を「医療等(老人保健施設療養費を除く)」に改め、「十分の二を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を」を加える。

第五十條中「医療等」を「医療等(老人保健施設療養費を除く)」に改め、「十分の〇・

五を「の下に」老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「医療等に要する費用についてはその十分の二を」を「医療等（老人保健施設療養費等を除く）に要する費用についてはその十分の二を、老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四に改める。」

第五十五条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「調整後老人医療費見込額」という。）に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

イ 当該保険者に係る老人医療費見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。以下この条において同じ。）から調整対象外医療費見込額（当該保険者が概算基準超過保険者（一の保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額）を一定額を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額）を削り、同項各号を次のように改める。

いて同じ。）を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

第五十五条第二項中「前項第一号を」を「前項第一号イに改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イに改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の老人保健施設療養費等概算率は、

各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。）の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第五十六条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる額の合計額（次号において「調整後老人医療費見込額」という。）に、一から老人保健施設療養費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額

号イの政令で定める率を超える保険者をいう。）である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

調整対象外医療費見込額

第五十六条第二項中「前項第一号を」を「第一項第一号イに改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 前項の老人保健施設療養費等概算率は、各

保険者に係る老人保健施設療養費等見込額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る老人医療費見込額の総額で除して得た率とする。

第五十七条中「及び第四十六条の二第九項を」を「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項に改め、第四十六條の二第十項の下に「（第四十六條の五の三において準用する場合を含む。）」を加える。

第八十二条第一項中「又は老人保健施設療養費の支給を、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第八十四条の二第一号中「第四十六條の九第一項、第二項又は第四項を」を「第四十六條の九第一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給を、医療（医療費の支給を含む）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む）、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六條の五」の下に「及び第四十六條の五の三」を加える。

る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（老人保健施設に係る対象者の特例）

第一条の二 当分の間、第六條第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人（その」とあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの（これらの者の」と、第四十六條の八第四項中「老人の」とあるのは「老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの」とする。

（老人福祉法の一部改正）

第二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第二章第十三条の次に次の一条を加える。

（研究開発の推進）

第十三条の二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であつて身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

（健康保険法の一部改正）

第三条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「一、老人保健施設療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改める。

第六十九條の二第二項第二号中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第一類第七号
社会労働委員会議録第八号
平成三年四月十一日

「療養費の支給」に改め、同条第三項中「又は

三章中第四節の次二帝と山上及び三見三

修正前の老人保健法

第一類第七号

社会労働委員会議録第八号

平成三年四月十一日

平成三年四月十八日印刷

平成三年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局